

食品に関するリスクコミュニケーション（三田）

～ B S E そのリスクと対策を改めて考える～

平成16年10月29日（金）13：30～16：34

建築会館ホール

主催：食品安全委員会

午後 1 時 30 分 開会

(1) 開会

司会 皆様、お待たせいたしました。

ただいまから、「食品に関するリスクコミュニケーション～BSE そのリスクと対策を改めて考える～」を開催させていただきます。

本日はお忙しいところをご参加いただきまして、誠にありがとうございます。できるだけ多くの方々におかけいただきたいので、ご協力をお願いいたします。また、開催中、ご気分が悪くなられた際には、お近くの係の者にどうぞお申し出ください。

では、まず皆様にお配りいたしました資料を確認させていただきます。お手元の資料とあわせてご確認ください。

まず、「議事次第」「座席表」「配布資料一覧」、本日ご講演いただきます講演者の方々のプロフィール、こちらは1枚のプリント物になっております。そして、本日ご講演いただきます皆さんの資料を、ホチキスどめで入れております。こちらは上半分が英語で、日本語に訳してあるものが半分から下の方に入っておりますので、あわせてごらんください。

そして、食品安全委員会機関誌「食品安全」特別号、こちらは「中間とりまとめ」のポイントをわかりやすく解説したものでございます。ぜひごらんになってください。また、「食品の安全性に関する用語集」と用語集の正誤表を1部ずつお入れしております。そして、「安心を食べてほしいから。見守っています、食の安全。」という食品安全委員会のリーフレットを1部、本日の意見交換会のアンケートと、意見交換の際の質問表、以上を入れてございます。万が一足りない資料がございましたら、どうぞお近くの係の者にお申し出ください。

なお、本日は16時(午後4時)終了とご案内をしておりますが、内容が盛りだくさんとなっておりますので、15分から20分程度延長をさせていただくことがございます。あらかじめご了承のほどお願いいたします。

また、本日、パネルディスカッションにて会場の皆様と意見交換を行ってまいります。パネリストやコーディネーターの方々にご意見、ご質問などございます方は、質問表にご記入の上、休憩時間に受付の係の者にお渡しください。

また、アンケートですが、ぜひ今後私どもが行います意見交換会をよりよくしていくための参考にさせていただきたいと思っております。ご記入の上、お帰りの際に、会場出口に回収箱を設けますので、その中にお入れくださいますようお願いいたします。

なお、電波障害の原因となりますので、開催中は、恐れ入りますが、携帯電話の電源はお切りくださいますようお願いいたします。

(2) 開会挨拶

司会 では、初めに、主催者を代表いたしまして、食品安全委員会の寺田雅昭委員長より皆様にご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

寺田 食品安全委員会の寺田でございます。

今日は、ご多忙中のところ、これだけたくさんの方に集まっていたいただきまして、大変感謝しております。

本日のリスクコミュニケーションの会を始めるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

多分ご存じの方が多いと思いますが、9月9日に私たち食品安全委員会は、プリオン専門調査会で取りまとめていただきました「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について 中間とりまとめ」を了承いたしました。その後、東京を初め、大阪、名古屋、岡山、福岡及び札幌で意見交換会を開き、皆様からいろいろなご意見をいただいたところであります。

また、先般、10月15日に、この「中間とりまとめ」を受け、管理官庁である厚生労働省、農林水産省から、BSE検査の検査対象を21カ月以上とする、及びその他SRMの除去をより厳しくして、モニタリング、コンプライアンスをきちっとやるなど、食品健康影響評価の諮問がございました。

国民の皆様の関心の高いBSEの問題につきまして、今後、私ども食品安全委員会にてこの諮問を受けて審議をしていく上で、皆様のご意見を伺うと同時に、ほかの国の最新の状況を把握していくことも大変重要だと考えております。

そこで、10月19日には、英国中央獣医学研究所で長く活躍されましたドクター・レイ・ブラッドレー先生をお招きいたしまして、講演会を開催させていただきました。その際、英国でのBSEに関するいろいろな事情を改めて学ぶことができたわけです。

今回は、さらに英国、スイス、ニュージーランド、米国と、幅広く専門家の方々においていただく機会がございまして、このような会の開催に至ったわけでございます。それぞれの方々のプロフィールは後ほどご紹介があろうと思いますが、いずれもBSEに関係の研究やその対応のスペシャリストでございます。

諸外国の対策をそのまま単純に条件の異なる日本に適用することはもちろんできませんが、各国が対策を立てたり、あるいは変更したり、あるいは変更しようというときにどのような議論があって、どのようなリスクコミュニケーションが行われたかということの詳細を伺えればありがたいと思っております。

ご講演後、パネルディスカッションもごさいます。先ほど司会の方からお願いをしてもらいましたとおり、会場の皆様からの質問にお答えして、関係者の方々と情報を共有していただき、理解を深めていただきたいと思いますと思っております。ぜひご遠慮なく質問していただき、この意見交換会を通じて、BSE問題に関しましてお互いの理解が深まることを念じている次第です。

最後に、本日の開催に当たりまして、いろいろな方々に援助あるいはご協力を願いました。この場を借りて、改めて感謝の念をあらわしたいと思います。

以上でございます。(拍手)

司会 ありがとうございます。

(3) 講演及び参加者との意見交換

第1部 講演

司会 では、講演に入らせていただきます。

本講演は、同時通訳にてお聞きいただけます。お手元の同時通訳レシーバー、チャンネル1が英語、チャンネル2が日本語でございます。チャンネルを合わせてご利用ください。

なお、本日、お3方に講演をしていただきます。

初めに、英国獣医学研究所の伝達性海綿状脳症(TSE)研究プログラム管理官のダニー・マシューズ先生より、「BSEの最新知見～わかっていること、わかっていないこと」と題してご講演をいただきます。

次に、スイス獣医局の伝達性海綿状脳症(TSE)調整官のダグマー・ハイム先生より、「ヨーロッパにおけるBSE対策の変遷とリスクコミュニケーション」と題してご講演をいただきます。

最後に、ニュージーランド食品基準庁首席アドバイザーのスチュアート・マクダイアミド先生より、「消費者に対するBSEのリスク」と題してご講演をいただきます。

まず、ダニー・マシューズ先生からご講演をいただきます。

マシューズ先生は、1988年から英国獣医局本部でBSE撲滅に携わる現場スタッフへの

指導を行うとともに、BSE撲滅プログラムの運営を行い、政策グループのアドバイザーとして、特にBSE研究政策の検討に関与されていました。1995年からは、英国の海綿状脳症諮問委員会の技術アドバイザーに任命され、2003年から英国獣医学研究所の伝達性海綿状脳症(TSE)の研究及びサーベイランスプログラムの監督をされています。

なお、先ほどもご案内いたしましたが、資料の上半分が英語、下半分が日本語に訳したのになっております。どうぞあわせてごらんください。

では、お待たせいたしました。マシューズ先生、よろしくお願いいたします。

1 . B S E の最新知見 ~ わかっていること、わかっていること

英獣医学研究所 T S E 研究プログラム管理官

ダニー・マシューズ博士

本日はお招きをいただきありがとうございます。

(パワーポイント1)

このペーパーを先週お送りしたのですが、プレゼンテーションの時間の制約があり、用意したスライドは今日は全部は使いません。幾つか重要なところだけ、主要なメッセージを、今 B S E について何がわかっているか、何がわかっているのか、ポイントをお伝えします。

(パワーポイント2)

特にフォーカスとしては、主要な飼料を通じた伝染経路、母牛から子牛に伝染があるのか、また、どの程度の B S E 摂取が感染につながるのか、そして、英国での実例、1996 年に飼料禁止の規則を導入しましたが、その後、どの程度発生しているのか、これは消費者にも大変影響する点である子牛が B S E に感染した場合の状況についてご説明します。

(パワーポイント3)

まず、B S E のオリジンは、いまだに議論が分かれているところです。それもお話をし、試験に適する月齢はいつか、食物連鎖に入ったところで全月齢でテストすべきか、それとも高齢になってからテストすべきなのか。また、腸のどの部分を危険部位として、食物連鎖から外すべきかということも議論し、また、選択的な株として、B S E とはちょっと違う種類のストレインも確認されているというお話をいたします。

(パワーポイント4)

まず、食物連鎖は 1988 年にスタートしたのですが、B S E の由来はスクレイピーにかかった羊だと思っていたのです。その適否はともかく、例えば B S E がどこかで自然に発生したとしても、結局は話は同じでありまして、87 年にこれが発覚したとき、これは病気として国内ではリサイクルしており、10 年以上回ってしまっていたのです。我々が検討し始めたときは、もう蔓延していた。その伝播は牛の間で、そこに羊とかそういった種の壁は関係なかったのです。

そこで、一見健全な牛をと畜して、人がこれを食べた。そして、S R M (特定危険部位)

がそのままレンダリングプラント、精肉工場に行って、肉骨粉などになったわけです。ボーンミールを例えば牛用の飼料に、これは子牛、成牛も混ぜて、当時は全くこれは合法で飼料に混入することになったわけです。牛が感染し、ますます多くが伝染してしまうサイクルとなってしまったわけです。

BSEがスクレイピーと同じであれば、これは牛から他の牛に伝染すると想定されたのですが、そもそもどの牛が感染しているのか特定できなかつたし、その拡散を予防する措置も当時はなかつたのです。

また、母牛から子牛という伝播も考えられたのですが、早い段階では、それを防止する措置はとられませんでした。感染牛から生まれた子牛をどうするかという措置がなかつた。

(パワーポイント7)

お手元の資料では、飼料に関する規制を強化することによって感染のサイクルを切断しようという努力が何ページかあつたのですが、そこは数枚飛ばして、このスライドをご覧ください。これが現在の状況です。1つずつご紹介します。

経時的に措置を取つた順番ですが、まず最初は、反芻動物由来の飼料を使うことを止めた。これで感染の循環は断ち切れたはずでした。そして、感染牛の数が減るはずだったのですが、BSEの潜伏期間は中央値で5年間です。従つて、感染を防いでから5年間、あるいは飼料の利用を禁止してから5年間は影響がわからない。そこにラグがあります。しかも、この法律を徹底的に運用しなかつた。全員がこれを遵守する状況を担保しなかつた。この飼料規制の結果を見るまで5年間待たざるを得なかつた。そこに抜け穴があつたということで、最終的に効果を見極めるまでに、さらに5年間ぐらいの時間がかかつた。

もう1つは、感染牛をと畜して、人間が食べてしまった。1988年です。最終的には、焼却処分をしました。今SRMと呼んでいる部位の組織は、89年に人の食物連鎖から除去してありましたが、1990年に猫のSEが家猫で発生することがわかりました。また、豚にも実験的にこれを感染させました。鳥、豚などが、潜在的にBSE感染可能性があるということがわかりましたので、そういった動物の食物連鎖からも1990年には、すべてのSRM(特定部位)を除去することにしました。

ところが、94年、95年には、経済的なプレッシャーもありまして、と畜場のオーナーにしてみればこれは経済性の問題ですから、全面的に法規に従わないという状況があり、当初、SRMは除去して焼却する予定だったものが、実はコンテナで運ばれていって、さらに加工処理することになった。それは彼らにとっては所得源ですから、有料で破壊するよ

りも彼らにとっては良かったわけです。

95年には追加措置を講じ、食肉衛生局が設置され、すべてのと畜場に検査官が行き、SRM除去について徹底的に破壊されることを検査しました。遵守していない人間がいるかどうか、肉骨粉とか廃肉において、免疫染色法で検査することにいたしました。

1996年になると、追加措置を取ったにもかかわらず、まだ感染が続いているということで、国の南部から北部、東部まで広がってしまいました。豚、鶏の集中しているこういった地域まで広がったということで、飼料を農場でテストして、反芻動物のたん白質が不法に飼料に混入していることがわかり、交差汚染が飼料のメーカー、工場で発生していることがわかり、これは防止が非常に困難でした。ということで、1996年には、肉骨粉を完全に禁止しました。それ以降も、豚、鶏肉に利用が続きますと、これが牛にも影響するということだったので禁止しました。

97年には、羊、山羊の頭も加工処理をさせなくなりまして、農場で死亡した死亡牛はその場で焼却ということで、再利用を禁止しました。

母牛と子牛の関係は、97年、実験的調査をした結果、健全な牛の子牛でもリスクは結構あるということがわかりまして、それは遺伝的な影響なのかわかりませんが、2002年にはさらにこの調査を進めて、その差が10%でなく0.5%で、従って、母牛から子牛への伝播はないことが確認されました。

(パワーポイント8)

これは、この実験のまとめですが、BSEを子牛がどの程度摂取することによって感染するかということです。40頭の牛を、300g、100g、10g、1gと4組に分けて、バイマウスで投与しまして、BSE発生、また死亡するかを見たのですが、これが潜伏期間(月数)です。真ん中は、何頭が実際にBSEに罹ったかということで、投与の多いところは10頭中10頭、ほかは10頭中7頭ということで、これでも嫌な結果ですが、1gでは、反芻動物間の飼料禁止を部分的に導入することは不可能に近い状況ですから、どうするかという問題でした。科学的には、さらにこの研究を続行することで、感染しないグループも検討することにしました。

(パワーポイント9)

こちらですが、低くは1mgの投与量で検査をしました。グループサイズも増やして、データを改善したのですが、5頭に3頭が1gで感染をした。15頭のうち3頭は0.1gでも、また1mgでは15頭中1頭の感染という結果でした。

テストがいかに難しいかということがわかります。国内産あるいは輸入牛について、ある飼料、あるサンプルが本当に汚染されていないというの確認はほぼ不可能だということで、したがって、輸送中の交差汚染、あるいは貯蔵中の交差汚染は、手に負えないところ、コントロール外のところで発生するかもしれない。そこまでは検知できないということです。そこで、肉骨粉に関しては、96年に全面禁止ということに決定いたしました。

(パワーポイント11)

さて、ここでもうこれ以上発生例はないだろうと期待したのですが、96年以降、83例も発症しているわけです。ほとんどの国では、臨床的に発症したBSEの牛は発見が難しい。なぜかという、症状がわずかでありますし、獣医師でも症例を見たことがない人が結構いるわけです。

というわけで、アクティブ・サーベイランス・プログラムで一生涯懸命発見するように努めました。見かけ健康、もしくは死亡牛、事故牛。事故牛というのは何か障害があって死んだものということで、OIEでもこういったものはテストの対象にするということですが、臨床的に結果が出たのは23例だけなのです。

(パワーポイント12)

これがどれだけ拡大したかということですが、主として乳牛、肉用牛にも少しということでありまして、我々としては、これは自発的、自然発生的な遺伝病ということではない。

83例というのは、80の農場ということで、96年8月以降生まれた牛は1頭だけです。ですから、コンタミネーションプログラムはなくなった。

この16の牛群に関していえば、今まで全く発生していませんでした。だとすると、水平感染ということが考えられます。周辺に感染牛がいて、例えば感染例が多かったところが感染したという可能性もあります。

もしくは、この母牛70頭に関しても調べてみたところが、BSEのデータはなかったということですので、83例は母子感染ではなかったということが明らかになっています。

(パワーポイント13)

だとすれば、この牛たちはどこかで、例えば輸入した家畜飼料で、96年以降、感染したのだらうということです。というのは、イギリスの家畜飼料はヨーロッパから輸入しています。BSEの発症率は下がってきたのですが、ヨーロッパ大陸と同じくらいになってきました。ということで、イギリスと同様に、2000年12月以降は、ヨーロッパもほ乳動物

の飼料への肉骨粉の使用を禁止しましたので、同じになるだろうと言われているわけです。

(パワーポイント 14)

リスクは、自らコントロールできるところ以外からもやってくるということです。ほ乳動物、反芻動物のたん白を他のものと偽って売られるということも考えられるわけです。安いですから、反芻動物のたん白質を、例えばフィッシュミールに混ぜて売ってしまったという例も摘発されています。

(パワーポイント 15)

というわけで、リスクとしてはある程度はやむを得ないというか、それとともに一緒に生活していかなければいけない。ただし、リスクコントロールは大事です。

ただし、はっきりとしたメッセージを出すべきでしょう。リスクを無視することはできないわけですし、法規制に関しては、みんなに遵守してもらわなければなりません。それによってやっと B S E を駆逐することができるわけです。

(パワーポイント 16)

こちらは、B S E の発症例を生まれた月で調べたものです。87 年から 98 年までということで見させていただきますと、最初の飼料規制が 88 年に出ました。それから急激に発症例が下がってきた。ただ、完全に効いたわけではない。だから、規制を厳しくしたわけです。

赤の部分を見てください。この色がついている部分は臨床的に発症した牛と言われているものでありまして、18 万 5000 頭ぐらいということでありまして、黄色は実際に感染しているものです。イギリスでは、96 年で 100 万頭が感染したらしいということが言われています。ただし、これが 300 万頭かもしれないということで上方修正されました。ということですので、87 年には感染していた牛がいた。その後、と畜された。しかしながら、それが健康な牛の飼料に混じっていたこともあったということなのです。

(パワーポイント 17)

次は、病原としては何が考えられるかということでありまして、脳、脊髄、眼球の組織から検出されております。

(パワーポイント 19)

別の実験もありまして、こちらでは、試験的に感染させた牛に関して、数カ月置きにと畜しながらサンプルを見ていったわけですが、その結果、ちょっと驚いたのは、このような形になっておりますけれども、最初の数カ月、例えば暴露後 6 カ月から臨床のエンドステージまで、腸に関しては、特に回腸遠位部に関しては、ずっと感染が認められたわけで

す。ということで、ここがSRMになったわけです。

回腸遠位部の他はどうかといろいろ調べてみましたが、脳、脊髄に後に出てきます。あと、三叉神経節、背根神経節に出てきますが、これはたまたま神経節をテストしてみたら、そこにあったということです。しかしながら、中枢神経系は、より後期になってやられることがわかってきました。30カ月ルールというのがありますけれども、大体32カ月ぐらいになると試験で陽性になります。感染潜伏期のかなり遅くなってから出てくるものです。

(パワーポイント21)

反復試験をいろいろやりまして、マウスのアッセイでは感受性が足りないということで、牛に直接チャレンジしてみて、接種試験を行わないといけない。種間バリアを考慮しなくてはならないからです。

ということで、牛に接種試験をしてみたわけではありますが、大体1群5頭の子牛です。このサンプルを集めてみまして、いろんな潜伏期間のところで見てみました。ご覧いただきますと、脳、脊髄は最後のサンプルだけ感染ありと出ています。これはマウスのときにもわかっていた部位です。ただ、脳、脊髄に関して、それより前の段階で陽性反応が出るということは指摘されておりません。

また、回腸遠位部は最初から出ている。これは驚くべきことではありません。。

1頭、扁桃で死んだものがありますので、残りの4頭も扁桃に接種したから死んだのか。そうではないです。ヘルシーなんです。

ここでのメッセージは何かと言えば、すべての組織に関してこのように陰性反応が出ますが、全く感染していないということではない。感染があったとしても検出はできないということで、検出限界をはるかに下回っているの、それが検出できないということです。

イギリスでは変異型CJDが流行しましたが、といっても数は大変に少ない。かなりハイリスクの組織、脳、脊髄にかなり大量に暴露されないとはいけない。微量ではないだろう。だから、組織中で検査されないような量の暴露ではなからうと思われま。

(パワーポイント22)

さて、このスタディは、さらにほかの組織も見るとということで充実させてみました。感染性が脾臓、リンパ節には見られなかった。羊のスクレイピーの場合は見られるのですが、牛ではないのです。

(パワーポイント23)

BSEの挙動をいろいろ考えてみますと、まず左のところで感染する。そして、いわゆ

る下位に小腸等で増幅していくが、それが徐々に消えていって、パイエル板というところは、加齢とともに動物の腸の中で消えていくわけです。3歳齢以後はなくなってしまいます。そして、脊髄に出てくるのは潜伏期のかなり後期です。ですので、今見ているところでは、死亡6カ月以内ぐらいになったら出てくるけれども、それより前の段階では出てこないということがわかりました。

(パワーポイント24)

時間が余りありませんので、オリジンの話で、オリジンはどこから発生したのかわかりません。ただ、恐らくスクレイピー由来の病気ではないかと今言われています。ただ、自然発生的な病気かもしれません。もしくは、外因的なものかもしれません。というのは、アンテロープという動物が、イギリスの動物園で数頭、似たような病気で死んでいます。ひょっとしたら、これでBSEに関わりを持ったのかもしれない。

(パワーポイント25)

脳、脊髄の感染結果が陽性になるのはいつかというのは、テストプログラムを食物連鎖の中で計画するために重要です。いろんなテストがありますけれども、これに関しては、脳と脊髄の検出のために開発されたものです。

(パワーポイント27)

これは、BSE死亡牛の年齢ですが、90%は4歳齢以上でした。それより前に若くして死んだ牛もいますが、大体4歳以降です。この年齢が重要です。なぜかといいますと、先ほどのグラフで、目に見える疫病とそうでない場合があるといいましたが、その他の感染動物がすべてと畜されないで、食用に供されないで、ずっと自然の命を長らえたらどうなるか。臨床症状が出るわけですが、恐らくあの年齢分布と似たような形で死亡牛が出てきたと思います。ですから、ほとんどの牛は、死亡したのは4歳齢以降です。

ただ、現実には、24~30カ月齢で人の食用に供されたのと畜されたということです。ということは、潜伏期の半分もいっていなかったわけで、その当時だとまだ後期ではないですから、脳・脊髄で陽性反応は出なかったということです。

(パワーポイント29)

また、どのような形でも、少数の動物が短い潜伏期間で死ぬという答えは出てきます。例えば、我々の最短記録で20カ月です。ただ、これがずっと長らえて、例えば30カ月までいる場合と、24カ月で食用にと畜してしまっ、脳組織をテストした場合、どうなるか。その場合でしたら、陽性で出るかもしれない。ですから、若年の個体であっても陽性反応

が出てきたものが日本でも発見されたわけであります。

最終的に 48 カ月まで延命できるはずだったけれども、24 カ月で試験したら、この牛の結果は何だったのだろうかということを想像しますと、これはかなりグレーゾーンになってしまいます。どちらとも言えなくなります。

ただ、平均の潜伏期間はイギリスの B S E で 16 カ月です。この牛が 24 カ月で食用に供されたとして、肉牛であったとしたら、脳のテストをこの時点でやったら陰性の結果ですが、陰性の試験結果だからといって、完全に感染していないとは言えないわけです。回腸遠位部はひょっとしたら感染しているかもしれないわけです。従って、テストをしたからといって、S R M を除去しなくていいのだということにはなりません。ですから、ヨーロッパでは、これはモニタリング、サーベイランスが目的として行っているわけで、消費者のための対策ではないとはっきりいっているわけです。

若齢動物をテストしたとしても、テストだけに集中しますと、これは浪費をしてしまうことになるし、市民に対して間違った情報を与えてしまう。すなわち、S R M は除去しなくても平気だというふうになっては困るわけです。どうせテストをするから平気だ。そういうことではありません。重要性からいくと、S R M を除去することがはるかに大事であります。

私の持ち時間はそろそろなくなってきたようです。本当は私だけでも何時間でもお話はできたはずですが、残念です。

(パワーポイント 48)

ここで覚えておかなければいけないのは、最初の B S E が検出されてから 17 年たちました。B S E に関しては、いろんなことがわかってきました。しかし、今のところ、規制ルールの多くの部分は羊のスクレイピーを根拠としているものです。ただし、今まで B S E に関する研究がかなり進んできたわけですから、牛の B S E に基づいた政策決定、規制が必要である。イギリスでは、この蔓延が縮小してきました。だとすると、将来は、シンプルナリスクマネジメント方法を導入し、牛も人も守るべきではないかと思えますし、いわゆる感染状態になっても、新しい個体に感染が伝播しないようにしていくべきだと思います。

科学的なツールは日進月歩で開発されております。ですから、我々としては、今、検査結果が陰性だとしても、明日新しい検査が出たら、実際が陽性であれば陽性になるかもしれません。ということで、いろいろなことを考えなくてはいいけない。

今までの研究では、相対的な感染性が重要です。絶対的な感染性ということではないと思います。人に感受性があるって、感染するかもしれないということであれば、感染に必要な最低の量に暴露されればということです。イギリスでは孤発性CJDで死亡する人が相当数いたということになりますが、これはそこまでではない。ただし、下位小腸の部位、また脳、脊髄は完全に除去して食すべきだと思います。

ご清聴ありがとうございました。

司会 マシューズ先生、ありがとうございました。

では、引き続きまして、スイス獣医局の伝達性海綿状脳症(TSE)調整官ダグマー・ハイム先生よりご講演をいただきます。

ハイム先生は、スイス獣医局におきまして、伝達性海綿状脳症組織にかかわる研究の統括をされていらっしゃいます。また、諸外国の政府機関やNGO組織との調整役としてもご活躍です。1999年から、国際獣疫事務局(OIE)のBSE特別委員会の委員を務められ、BSEに関する多くのワーキンググループにご参加し、ご活躍でいらっしゃいます。

では、お待たせいたしました。ハイム先生、よろしくお願いたします。

2. ヨーロッパにおける B S E 対策の 変遷とリスクコミュニケーション

スイス獣医局 T S E 調整官

ダグマー・ハイム博士

(パワーポイント1)

こんにちは。私からは、ヨーロッパにおける B S E 対策の変遷とリスクコミュニケーションについてのお話です。

(パワーポイント2)

すべてが 1986 年、英国で始まりました。第 1 例が報告されました。当時、欧州全土、全世界が、これは英国の問題だ、小さな島国だ、大変かもしれないけれどもあちらだけの問題で、こちらには関係ない、無策で構わないとっていました。

(パワーポイント3)

この状況はその後あまり変わらず、1989 年から 91 年にかけて、ほかの欧州諸国でも B S E が出ました。アイルランドも島国だから構わない。ポルトガル、スイス、フランスでも発生しました。しかし、それでもまだ問題意識は、欧州全土でなくて、これらの国々は不幸にも何か失敗したのだろう、あの国の問題だという見方でした。

(パワーポイント4)

1997 年になって、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグにおいても第 1 例が出たのですが、それでも構わない、オランダは肉骨粉の流通の中心地だから当然発生する。ほかの国は考える必要もないと、ほかの国が自国の問題だと意識するまでには至らなかったのです。

(パワーポイント5)

大きく変わったのは、2000 年、デンマーク、スペイン、ドイツでもファーストケースが発見されました。これらの国々は、それまでかなり大声ではっきりと、これは問題ない、B S E は全くないと宣言していたのです。そこで初めての例が発生したということで危機状態が始まり、2001 年には、ほかにも欧州の多数の国々で第 1 例が出てまいりました。

(パワーポイント6)

世界は、これはヨーロッパの問題だといいました。一部の特定の国だけでなく、ヨーロッパの問題だという見方をしたのです。これが少し変わったのが、2001 年、日本でも B S

Eが初めて確認されました。でも、私から見ると、これは86年のイギリスと同じで、大陸の端にある島国で第1例が始まった。ヨーロッパの例から教訓を学んでくれて、アジアで問題意識を持ってくれればと私は願ったのですが、そうではなかった。アジアとしては、これは日本の問題だという意識だった。

(パワーポイント7)

2002年にはさらに、また2003年にもカナダで第1例が発見されました。しかし、欧州のマスコミの反応は、そうか、カナダでも出たかということですが、新聞はせいぜい2～3行扱うだけで、したがって、国民の関心は高まらなかったのです。

2003年12月にアメリカで出たときの反応は全く違うもので、マスコミ、ちょうどクリスマスのときで、だれも仕事はしていない、皆、家庭でクリスマスを楽しんでいるときは、関心が高かった。アメリカにこんな例が出たと、マスコミがすぐ非常に関心を持ち始めました。実はこれはカナダから輸入したものであった。ですから、公式には、アメリカには症例はない。これは輸入された例だということで片づけたわけです。

(パワーポイント8)

EUの1996年3月以前の対応は、イギリスで最初の例が出てから、英国からの輸出が一部禁止されました。しかし、肉骨粉はその対象ではなく、制限されませんでした。一部の牛そのものが若干制限されたというのが89年です。

続いて1990年には、BSEがEUのどこかで検出された場合には、通告する義務ができて、1994年には、EU加盟諸国として、反芻動物に肉骨粉を飼料として与えることが禁止されました。

(パワーポイント9)

96年には、また状況が変わりました。それ以前、消費者は心配もしなかった。マスコミもあまり関心がなかった。我々としては、マスコミにプッシュをかけて、BSEの議論をもっと展開し、農業従事者にも知らせるようにと働きかけたのですが、これは一部の動物の病気だから関係ないと、だれも関心を持たなかった。96年3月に、今度は変異性CJDが発生したという報道が出ますと、英国からの輸出禁止が厳しくなり、牛関係の輸出にかなり制限が出されました。EUでも、133/3/20の肉骨粉の販売あるいは給与が禁止されました。

さらに、EUの提案として、SRM(特定危険部位)に関して、人を守る保護措置として禁止する措置がとられたのですが、BSEがまだ報告されていない国が、これは嫌だと

反対をしました。当時、E Uの中では、B S Eが発生していない国の方がまだ太宗でしたので、過半数意見ということでこの禁止措置の提案は却下されて、4回延期されることになりました。

(パワーポイント10)

そして、1996年以降、まだB S Eが報告されていない多くの国は、自国で何をすべきかということは考えなかった。例えばリサイクルをやめる、消費者保護とかそんなことを考えずにしたことは、外国からの輸入の禁止、特にB S Eが発生している国から輸出を禁止すれば、それで安全だということで、消費者にこれらの国が伝えたのは、そういった発生国からの牛肉の輸入は禁止する、これで安全ですよ、我が国の牛肉は問題ない、この国にはB S Eはないのだから、発生国からの輸入を禁止する限りにおいて安全だというメッセージでした。

(パワーポイント11)

97年には、E UがGeographical B S E Risk Assessment (G B R)を導入しました。当時、うわさがあって、B S Eがあるのではないかという国が出ていたのですが、実際に報告しているほかの国の可能性はどうなのかといううわさが出始めました。多分それをしっかり確認もしたくない、躊躇しているのではないか。ですから、リスクアセスメントをしっかりとしよう。これによって、今発表していない国でも発生がわかるかもしれないということで、2000年、第1回のG B Rレポートが出まして、各国のこれに対する反応はひどいものでした。

(パワーポイント12)

つまり、これはB S Eがその国にあるかもしれない可能性ということなのですが、G B R は可能性が非常に低い。G B R 、可能性は低いが、全く例外視はできない。G B R 、これが関心が一番集中するところですが、まだ報告症例が全くないけれども、B S Eがあるだろうという国、さらに、実際に少数確認された国が混ざっています。

(パワーポイント13)

G B R は、デンマーク、ドイツ、ギリシャなど、当時まだ発生例がないのに、一部発生している国とひとまとめにされてしまった。そして、発生可能性があるというお墨つきが出たわけですから、これらの国々は、このG B Rは間違いだと、そのものに強烈に反対をしました。

B S E リスクがないと評価された上の方の国は、リスクがないのだから、B S Eなんて

全くあるはずがないのだから、やはりGBRが間違っているという意見を言いまして、飼料は禁止しているし、肉骨粉は133 / 3気圧/20分としっかり処理をしているから、これで牛は十分保護されている。リサイクルもしていないし、BSEはまだ発生していない。だから、人の健康に関する措置もとる必要がない。BSEもないのに、お金をかけてサーベイランスを拡大する必要もない。EUとしては、もっと措置を導入しようとしたのですが、まだ発生例のない国は、それは過剰反応だからそれには反対するという姿勢だったのです。

(パワーポイント14)

2000/2001年、モニタリングが導入されまして、長年BSEはないといていた国にも、実は第1例が発見されたということで大変な危機状態になりました。少なくともヨーロッパでは、マスコミの反応も、消費者も信頼感がなくなって、牛肉消費が激減しました。それはコミュニケーションが不正直で、合理性に欠け、非透明であったからだといえます。つまり、このような2000/2001年に初めて出た国は、その前には、BSEは全くありませんと言っていたわけです。国の消費者に対しては、国産の牛肉を食する限り安全だ、外からは輸入を禁止する。外からの肉はリスクだと言っていたのです。ところが、自国でBSEが発見された。今度は消費者にどう説明するか。もう国の牛肉も安全ではないと言わざるを得なかった。整合性がない。理性に欠けた説明をせざるを得なくなったということです。

また、第1例が出たときには、本当に第1例だとは言えないです。その前にある程度ケースがあったと考えるのが自然でしょう。これらの国々は、その段階で保護あるいは防止措置を何らとっていなかった。こういった対策をとる前の消費者に対するリスクはどのようだったのだらうと聞いても、国としては、そこら辺は不明でわからない。その辺の消費者に対するコミュニケーションが非常に困難で、うまくいかなかったという状況でした。

(パワーポイント15)

さて、その危機が発生した後の反応は、2000年10月にSRMの禁止、特定危険部位は食料として、また飼料として使用が禁止されました。そして、系統的にアクティブなサーベイランスが2001年に導入され、監視体制がしかれました。2001年の初頭には、肉骨粉も農場動物に対してすべて禁止されました。その数カ月前のEC委員会の通達は、すべての農場動物に肉骨粉を禁止しないと言っていたのですが、数カ月で一変してしまっただけで、かなり機運が変わって、意識が高くなっていましたので、ファームアニマルにすべてのMBM

を禁止することになったのです。

そして、サーベイランスシステムが導入されました。24月齢以上の牛が緊急にと畜されて、生体検査、あるいは死亡牛、また疑いのある牛などもサンプルとして、特に脳をテストすることになりました。

通常の過程でと畜された牛も、30月齢以上は、消費者の信頼を高めるためにテストしました。ただ、当初から消費者の信頼を失ったので、あくまでそれを回復するためにこのテストはするというので、サーベイランスのために導入するのであって、消費者保護のためのテストではないということは、メッセージとしてははっきり言っていました。

(パワーポイント16)

このシステムを実施するというので、ヨーロッパでは、検査頭数がこれだけ増えたわけであり、EU圏内での発症例はちょっと下がってきました。昨年(2003年)は、ポルトガル、スペインが前年より上回ったに過ぎず、ほかの国ではかなりおさまってきたわけであり、一般的な傾向としては、発症例は少なくなってきたわけですね。

(パワーポイント17)

それでは、EUでのテストの効果ということで、効率を見たわけですが、2003年ですが、2500頭が疑いありとされて、テストをしました。陽性は306頭です。ということは、1頭の陽性牛を見つけるのに8頭検査しなければいけないということですが、これであれば、生産者に通知するようにはなかなか難しいということになります。

と畜前の生体検査は26万頭。これで360頭ぐらいが陽性です。700頭以上試験して、陽性が出るのは1件ということになります。

事故牛は、100万頭ぐらい試験しまして、425頭陽性ですから、1頭の陽性に対して2,497頭試験したということですね。

1頭の陽性牛を調べるためには、かなりやらなければいけなかったということで、全頭検査では1/8で検出されるということでは、こうなんですが、1/738頭となりますと5万ユーロにはね上がります。事故牛、死亡牛になりますと、1件を見つけるのに16万ユーロもしくは17万ユーロ近くが必要である。健康なと畜されたもので30カ月以上というのがヨーロッパの試験項目ですが、その場合に、1頭陽性が出るまでに3万2000頭が必要だ。この1頭を見つけるための検査と考えれば、230万ユーロということですね。これが金銭的効率ということになります。

何を見つけるか、BSEの動物がどのぐらいの割合にいるかということでありまして、

健康なものまで含めて検査しますと、かなりのお金を費やさなければ全頭検査はできないし、陽性の動物は全体の中からは見つからないということになります。

(パワーポイント 36)

最も重要な飼料に関するものですが、まず、反芻動物への禁止令が 88 年にイギリスで出まして、スイスで 90 年に出た。肉骨粉に関しては、これだけの禁止令が出ている。スイスは M B M のパラメーターが入ったものの処理の禁止を 93 年にやりました。イギリスでは、食物連鎖への S R M 混入禁止を 90 年に行っていますが、スイスでは、動物飼料禁止令があるのだし、S R M を飼料までやる必要はないだろうということで、スイスは少し遅過ぎまして、96 年にこの禁止を出しました。ということで、B S E の症例が出てしまうことになります。E U はもっと遅かったです。2000 年です。そうすると、2001 年の交差汚染ということになるわけでありまして、そのときには次の段階のコントロール対策が得られるようになりました。

(パワーポイント 19)

動物に由来するたん白質を飼料に入れることの禁止ということで、このような形になっているわけですが、今はどうかということですが、動物性たん白質は安全な体制下で利用できるものである。ただし、特定危険部位に関してはコントロールする。禁止する。ただ、余りにも多くを焼却処分しないでいいようにするという対策を考えなくてはならないということでありまして、S R M に関しては法律はよくできていると思いますが、これだけでは足りません。コントロールが実際にできなければいけないわけです。今までの経験ですが、コントロールの実施がうまくいっていないといけません。

というわけで、ヨーロッパでは、消費者は試験をやっているということで安心してはいますが、例えば陰性イコール感染なしととってしまうということが問題です。ヨーロッパで、試験で何がわかって、何がわからないかということをしているのですが、この説明をよくすると、消費者の姿勢はかなり変わります。

(パワーポイント 20)

B S E 感染動物に関しては、例えば最初の 1 年はほとんど出ない。とても長い潜伏期間がある。4 年とも 6 年ともいわれております。牛は何年も普通に見えるわけです。試験したところで、陰性の結果になります。ということは、試験をしても何もわからないわけです。理論的には、症状が出る直前 6 カ月にならないと、脳組織には出てこないということです。ということは、その前の何年も陰性の結果であるが、これは感染動物であることに

は変わらないということになってしまいますので、これを意識しなければいけない。どんな試験をやったところで、感染していることが 100%わかるわけではないので、食べているものはひょっとしたら感染動物かもしれないということを考えると、SRMをきちんと禁止する、完全にコントロールすることがとても重要なのです。

(パワーポイント 21)

まとめですが、リスク集団における目標限定調査が最も有効である。

ほとんどの国に主要事例は、ほ乳類の肉骨粉給与禁止対策措置後に生まれている。これはイギリスとスイスは違います。ですから、交差汚染対策は大変に重要であります。

消費者を守る決定的な対策は、SRMを完全に食物連鎖から除去することであり、消費者は、科学的知見に基づく対策を、リスクに比例する対策を期待しているわけです。

BSEのテーマに関しては聞き飽きたというところまでいろいろいわれているわけですが、ここでコミュニケーションが必要であります。またBSEかと言われるところもありまして、例えば我々としては、ちゃんとした対策をやっていないのか、予算をきちんと使っていないのかと言われる、もしくは、どうしてそんなに予算がかかるのですかと言われるということでもあります。

ところが、パニック状態になりますと、まともに話はできないわけです。費用対効果の話もできなくなります。ところが、騒ぎが落ちついて、おさまってくると、皆さん、科学的、理論的なお話ができるようになりますし、わかりますし、そのときのコミュニケーションはとても大事だと思います。

以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

では、続きましてニュージーランド食品基準庁の主席アドバイザー、スチュアート・マクダイアミド先生よりご講演をいただきます。

マクダイアミド先生は、1992年から99年まで国際獣疫事務局家畜衛生情報システムワーキンググループ・リスク分析分会委員をお務めになりました。また、96年から2002年まで、ニュージーランド政府のBSE専門科学委員会オブザーバーを、そして98年から2002まで、国際獣疫事務局のBSE特別委員会委員をお務めになりました。さらに、98年から2002年まで、ニュージーランド農務省生物安全局リスク管理部長として、リスク分析手法の確立と実施に従事され、BSEの専門家として、カナダやアメリカへの助言もさ

れているということです。

では、マクダイアミド先生、よろしくお願いたします。(拍手)

3 . 消費者への B S E リスク

ニュージーランド食品基準庁主席アドバイザー

スチュアート・マクダイアミド氏

ご紹介どうもありがとうございました。

今回は、ご招聘ありがとうございました。

(パワーポイント2)

今、2人のスピーカーの先生がお話をなさいましたが、かなり潤沢に B S E に関する解説があったと思います。どのような疾病か、どのような対策があるかという話をなさったわけですが、私のお話の中でも、どんなものが消費者にとってのリスクと考えられるかというところから入りたいと思います。

(パワーポイント3)

先ほども説明がありましたけれども、伝達性海綿状脳症は神経疾患であるが、潜伏期が長い。最後は致死に至る。プリオン由来であることが知られています。

(パワーポイント4)

これがどのように伝播したかということで、飼料由来のものが多くということでありまして、肉骨粉を牛の飼料に利用した。それから、不十分な滅菌処理による肉骨粉を食したことによる技術的な問題があると申し上げました。

(パワーポイント5)

このグラフも出てきたと思います。イギリスにおける B S E 発生頭数です。ピークが出てくるのが、3万8000頭が92年に出ます。臨床症状が出た牛が合計で18万頭が出てきたということでありまして。

飼料禁止が88年6月に出たわけですが、ここで重要なのは、こういった病気の場合、リスクをどう見るかということです。いろんな対策があるわけですが、毎年、消費者も生産者も、症例数がどんどん増えてくるのを見ておりました。我々としては、対策をとった。でも、病気はまだおさまらない。増え続けるという事態が続きました。

(パワーポイント6)

さて、残りの世界ですが、これはわざわざ皆さんに説明する必要もない周知の事実かもしれませんが、見ていただきますと、これら症例数を足したとしても5,000に満たないと

ということです。18万頭はイギリスで出た数字ですが、これと比べると、残りの全世界を足しても5,000頭にすぎない。

(パワーポイント8)

そして、BSEのほとんどの症例は4歳～6歳齢で発症する。でも、一番若くて発症したものは20カ月齢、一番年とった牛で19歳という記録があります。ハイム先生も言っていましたけれども、私も先ほど申し上げたところですが、30カ月齢に満たないで発症するものは1%以下です。

(パワーポイント9)

先ほどのスピーカーもいっていましたが、感染は恐らく子牛のときに起きるでしょう。そして、子牛のその後の余命を考えてみますとこれぐらいということになって、いわゆる病気の症状が出てくるのは最後の数カ月だけなのです。それで感染を検出でき、かつ、それを試験して陽性にする試験だったらある。それ以前のものははっきりしないということなのです。

(パワーポイント11)

また、我々が人の健康に対するリスクを避けるためにどうするかということですが、私の意見では、まず食べ物からそういった感染の可能性のあるものを除去することだと思います。ヨーロッパの科学運営委員会でもいわれたことですが、例えば感染性があるのは、トータルでいうと、このように中枢神経系のところで検出可能なものが出てくるということでした。

(パワーポイント12)

マシューズ先生も言っていましたけれども、実験がありまして、それをもとにして牛に経口接種をする。これを生かしておいて、一定の間隔でと畜しまして、バイオアッセイで見る。ほかの牛やほかのマウスに感染させてみる。それから、免疫染色をして組織切片を見る。

(パワーポイント13)

こういった形で牛に関してはいろいろな組織を検体として調べてみました。今まで感染性が観察されていないものは、脾臓、リンパ節、筋肉、肝臓、腎臓、白血球等々です。

(パワーポイント14)

さらに実験の範囲を広げて、マウスではどうだろうかということで、マウスの感染性ですけれども、例えば筋肉、リンパ節、血液、精液、肺、牛乳、生殖器官、40以上の組織で

は出ていない、陰性であることがわかりました。

(パワーポイント 15)

それでは、食物を守るという意味では、どんな対策をすべきなんでしょうか。

まず、BSE 感染動物の焼却処分、と畜前検査、生体検査ということです。病気にかかっている牛は、それによって検出できるでしょう。それから特定危険部位は除去する。使わない。禁止するということです。

(パワーポイント 16)

これがどんなものかということですが、いろんな国でいろいろな対策がありました。SRM に指定されているものはいろいろな幅がありますが、感染性が指摘されているものです。特に脳、脊髄は強調されていますし、神経節で中枢神経系に関係のあるものは入っております。

(パワーポイント 17)

さて、これまでのお話のポイントですが、消費者である人間の健康へのリスクはあるのかということですが。

(パワーポイント 18)

人に感染しないかもしれない。しかし、これは注意すべき問題です。いろいろな動物で BSE に感受性があることが証明されています。一連の、例えば動物園のいろいろな羚羊類、猫類、家猫、大型のライオンもそうです。鹿についても研究中です。

(パワーポイント 19)

ですから、人にうつらなくても、これだけでも危険なのに、実際に人においては、1996 年に変異型 CJD が発見され、報告されています。これは孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病とは違うということで、より若い人々で、臨床症状も違う、病理的な内容も違うということです。

BSE であるということは、ラボのマウスでつくった病巣を見てもそうですし、ウエスタン・ブロット (WB) という生物化学的なテストを見てもはっきり確認されました。

(パワーポイント 20)

そこで、人に対するリスクは何かということですが、これは実際にリスクが最大である国、暴露が一番多かった国をまず見るべきでしょう。リスクが一番大きい国は、最初にこの病気が認識された国だ。BSE の蔓延が最大であった。18 万頭を超える BSE の症例が出た。病状があった。マシューズ先生に聞くと、100 万、あるいは最高 300 万ぐらい感染

していたかもしれない。そして、食料チェーンに入っていったかもしれない。これは明確ではないのですが、そういう可能性のあった国、それはイギリスです。

(パワーポイント 21)

リスクの大小を比較する必要があります。変異型CJDがある国のリスクと、例えば日本のフグの危険を比較してもしょうがないので、同じもので比較したいと思うのですが、まず人へのリスク、英国では18万頭のBSE牛が発生しています。その他の国では、合計で5000頭以下です。英国の外では、人がこの病気に暴露されている可能性は、英国よりは少なくとも2けたぐらい低いということです。ということは、リスクという尺度でいうと、イギリス以外の国は3けた少ない。英国の状況は非常に厳しいものがありますが、例えば私の国、あるいは皆さんの国でも、リスクははるかに低いということになります。

(パワーポイント 22)

もう一度このグラフをごらんください。英国の発生です。ちょっと変えてありますのは、最初に病状が出た年ではなくて、誕生年で並べています。こういうふうに見ますと、飼料規制が導入された年にすぐ効果がありました。大きな効果があった。つまり、疾病管理としてはすぐれた措置だったと思います。さっきのグラフでは、その効果発生にラグがあったように見えてましたが。

(パワーポイント 23)

1996年から、英国でvCJDで亡くなったのは150人未満です。これは年間で約22人ということになります。人口全体で割りますと、これは大ざっぱな数字ですが、年間の死亡率は240万人に1人という数字になります。孤発性CJDは、世界どこでも100万人に1人、日本でも年間100件ぐらいは、孤発的な海綿状CJDは発生すると今日も伺いましたが、それと比べてください。

(パワーポイント 24)

また、それ以外の感染性食中毒と比べたい。これは英国の数字です。英国議会の報告書が掲載していた数字ですが、97年から2000年、ちょうど今、我々が議論している同じ時期をとらえた表で、イギリスで一番怖いのは、特に今の時期はサルモネラ菌です。2番目がウエルシュ菌、これも死亡者数が多い。続いてカンピロバクター、リステリア菌、あとはO157、こういった通常ある食中毒の原因の方が、CJDよりも死亡数は多いのです。ですから、これを食べることは危険です。

(パワーポイント 25)

さらに、人は食べ物で窒息することもあります。食べ物が詰まってしまう。アメリカでは、5日に1人、子供が食べ物で窒息死しています。ただ、各国間の状況よりも、同じ国の中の状況で比較すべきでしょう。英国では、1999年、218人が食べ物で窒息死しています。1996年以降、この変異型CJDで亡くなっているイギリスの人は150人です。

これは誤解はしていただきたくないのですが、ある病気で人が亡くなったことを、数で軽視するつもりはありません。ただ、食べることに関する死亡原因の1つであるということなんです。

(パワーポイント26)

その中で、なぜこの病気に対する懸念、心配が国際的に高まっているのか。それは1つには、人々のリスクに対する見方があると思います。

私のようなテクノクラートあるいは官僚などは、特にリスクを確率とその規模の関数ととらえていました。何か事を誤る可能性、確率はどうか。何かまずくなった場合、その重要性、影響はどうなんだというふうにはリスクを考えたのですが、一般の人々にとってリスクはそういうものではない。

社会学者にいわせると、人間は違う見方をしている。人々のパーセプションは、危害(ハザード)と憤慨度。我々役人、テクノクラートが「確率」というところは一般の人にとっては「危害」だということもある。一般の人々は感情的に反応することもあるからです。

(パワーポイント27)

リスク認識は、もう1つ、憤慨度というのがある。憤りと言いますかアウトレージ。これにはいろいろな要因があるのですが、部分的な話になりますが、まず、わかっているリスクか、それとも知らないリスクか。親しみのあるなし、そこが違います。かなり危険な活動でもよくやっていることなら、例えば交通渋滞の中、二輪車で走ることも慣れていれば怖くない。スキーだってそうでしょう。別にスキーがそれほど怖い、恐ろしいとは思わない。

そして、記憶に残るか残らないかということもあります。何か新規性のある、しかも、恐ろしい、今回のvCJDがそうですが、テレビで、若い人々がvCJDで亡くなっているという映像が流れると記憶に残る。本当に怖いといつまでも頭に残ります。

恐ろしいか、恐ろしくないか。恐怖心の対象かどうか。まず、知っていることならば危険でもそんなに怖くない。石油とマッチの関係ですが、知らないことだと脳みその内側から恐怖心が広がってくるようなこともあります。

(パワーポイント 28)

これは冗談のつもりではないのですが、この写真は本当に現実的なポイントです。人がリスクをどう見ているか。この女性は妊娠しています。ウィリアムソン夫人は、ちょうど道路工事をしているので心配しています。コンクリートをたたくジャックハンマー（削岩機）の騒音がおなかの子供に影響するのではないかと気にしています。一方で写真を見ると、たばこを吸っています。つまり、リスクに対する認識が、彼女にとって違う。たばこはなれ親しんだもので、たばこを吸う。だれも強制されて吸っているのではなくて、楽しいから吸う。一方、工事用の削岩機は自分が嫌なのに、いわばそういう状況に追いやられている。強制されているということでリスクだと言っているわけです。

(パワーポイント 29)

もう1つ、BSEは、サルモネラとかほかの食中毒菌とは違うんだという意見もありましょう。それは皆さんも私も、BSE、そんなものが食品にあるということは嫌ですが、そのリスク管理が全く他人頼りだということです。牛肉を食べないと決めない限り、結局、食物連鎖にこれが入るかどうかの管理は自分では保護策ができない。サルモネラならばよく洗ったり、調理をすればいいんですけども、BSEに関してはその管理が他人頼みであるということが違います。同じリスクでも、他人が管理するようなリスクに対する疑念は高い。加熱処理は保護策にはならないと、ここにも書きました。

(パワーポイント 30)

そして、この流行は既にピークを過ぎたのかという問題です。

(パワーポイント 31)

こちらのグラフは、BSEの英国の発生です。3万8000件ぐらいケースがありました。vCJD、人の方はちょっと違うのですが、パターンとしては同じです。ですから、ピークは過ぎて、これからは消滅するといえるのかもしれませんが。

(パワーポイント 32)

ただ、これには落ちがありまして、これまでvCJDは特定のゲノタイプを持っている。特定のアミノ酸の2つの遺伝子を有している人々です。ですから、vCJDの第2の波として、ほかの遺伝子型、例えばM/Vアミノ酸を持っている人で、科学的に細かいことはともかく、遺伝子型が違う人でまた起こるのではないかと指摘もあります。潜伏期間も違う。実験のモデルを動物でしてみると、ゲノタイプがM/Mでなくて、M/Vというミッ

クス型だと、その方が潜伏期間が長いということがわかっています。また、そういったミックスタイプのゲノタイプだと、ある暴露量に対する発生件数は少ないということになります。

(パワーポイント 33)

さて、リスクをどう見るか。社会にとってのリスクに関してどんな判断をするかということですが、自分はどういう立場にいるのかということで見ると、例えばゲノタイプ(遺伝子型)でv C J Dケースが、M/MとM/Vはかかりやすいということですが、混合型が結構いるわけです。ただ、こちらの場合は部分的な免疫があるのでしょうか。

ところが、残念なのは、日本人は違うのです。日本ではほとんどの方は、遺伝子型でいうと感染しやすいタイプなのです。

(パワーポイント 34)

それでは、最後にお伝えしたいメッセージですが、イギリスでは18万頭のB S Eの症例が出ました。一国で大変多く出たわけです。しかし、96年以降は、イギリスのv C J Dで亡くなった方は150人です。これは年に大体22人。しかし、同じ年にサルモネラ菌で死んだ人が194人、ウエルシュ菌が156人、カンピロバクター84人、リステリアが76人ということでした。

だとすると、少しでもB S Eリスクを軽減しようとして予算を使うことと、その予算がほかの疾病対策から取られてしまうということはイコールなのです。そちらをどうぞ考えていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。そして、マシューズ先生、ハイム先生もありがとうございました。

では、ここで15分ほどの休憩とさせていただきます。

ご意見、ご質問などございます方は、休憩時間中に質問表を受付の係の者にお渡しください。次のパネルディスカッションは3時10分、15時10分から始めさせていただきます。それまでにお席にお戻りくださいますようお願いいたします。

休 憩

第 2 部 パネルディスカッション

司会 皆様、お待たせいたしました。それでは、これよりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

まず、パネリストの方々をご紹介します。

先ほどご講演をいただきましたダニー・マシューズ先生、ダグマー・ハイム先生、スチュアート・マクダイアミド先生、このお3方には引き続きパネリストをお願いしております。

そして、ここからご参加いただきますコロラド州立大学教授のゲイリー・スミス先生。皆様から向かって一番右側のお席におかけになっております。(拍手)

ゲイリー・スミス先生は、ワシントン州立大学、テキサスA & M大学教授を経て、コロラド州立大学畜産学部教授をお務めでいらっしゃいます。多様な国際的な学会などでご活躍で、また、農業科学技術委員会、国際食料防疫協会などの委員もお務めでいらっしゃいます。

そして、全国消費者団体連絡会事務局長の神田敏子様です。よろしくお願いたします。(拍手) 神田様は、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会専門委員もお務めでいらっしゃいます。

そして、国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第七部長の金子清俊先生です。(拍手) よろしくお願いたします。金子先生は、食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理もお務めでいらっしゃいます。

そして、コーディネーターは日本経済新聞社編集局科学技術部編集委員の中村雅美様にお願いたします。よろしくお願いたします。(拍手)

では、進行をお願いたします。

中村 はい、わかりました。ありがとうございます。中村でございます。

今、ご紹介がありましたように、第1部で講演いただきました3人の方プラス、アメリカから来られましたコロラド大学のスミスさん、金子さん、神田さんでパネルディスカッションを進めたいと思います。

時間は少し押しておるのですが、90分は確保したいと思っています。ですから、お約束の時間よりも少し延びることをご了承ください。4時40分ぐらいまではやりたいなと思っています。

段取りですが、約1時間はパネラーといいますが、ここの壇上におられます皆さんと幾つかのテーマについて話し合いをしたいと思います。残り30分少々時間をとりたいと思いますが、フロアの方からお寄せいただきました質問を中心にディスカッションをしていきたいと思っています。時間がありませんでしたら、ぜひフロアの皆さんの方から手を挙げていただいて、この辺が少しわかりにくかったということでも結構ですので、お話をちょうだいできればと思っています。ですから、4時40分ぐらいまでかかるかなということをご覚悟ください。

イギリス、スイス、ニュージーランドから来られた3人の方のプレゼンテーションを先ほどお聞きしたと思いますが、残り3人、スミスさん、金子さん、神田さんのご紹介を兼ねて、少しプレゼンテーションをいただこうかと思っています。時間を限って申しわけないのですが、手短かにそれぞれ思っていることも含めてお話しいただければと思います。

まず最初に、アメリカから来られたゲイリー・スミスさんに、自己紹介も兼ねて、今かなりの部分、司会者の方からご経歴のご紹介があったと思うのですが、加えて、この辺はぜひ強調しておきたいということがございましたら、手短で申しわけありませんが、お願いできればと思います。

スミス 今日はお招きいただいて、大変喜んでおります。

私も、日米BSEワーキンググループのメンバーでございました。US・ジャパン・テクニカル・トレード・チームのメンバーでもありました。また、ファシリテーターとして、国際BSEエキスパートフォーラムにもかかわっております。

私の立場としては、アメリカのBSE問題にも関与しておりますが、リサーチとしてSRM除去に関してを特に専門にやってきました。それから、アメリカで使っている月齢特定システムの方にもかかわってまいりました。私の知識が及ぶところであれば、できる限りお答えしたいと思っております。

中村 では、金子さんにプレゼンをお願いしたいと思います。先ほどご紹介がありましたように、金子さんは食品安全委員会のプリオン専門調査会の座長代理をされておりますけれども、第1部の3人の方のプレゼンを聞かれての感想、あるいはコメントでも結構なんです。現在考えておられることも含めてお話しいただければと思います。よろしくお願いたします。

金子 金子です。

今日は、私は、内閣府の食品安全委員会プリオン専門調査会のいわば代表というような

形で参加させていただいております。

ご承知のとおり、先般、我々はいわゆる「中間とりまとめ」というものをまとめさせていただいて、今日のお話との一番大きな違いは、SRM除去とBSE検査のとらえ方、そこに少し集約があるのではないかと考えられます。先ほどのプレゼンテーションを見ますと、やはりSRM除去が第一義的であって、リスク低減には、食の安全に関してはこれが最も重要である。基本的に私たちも同じ立場ですけれども、BSE検査についてのとらえ方に若干の温度差といいますが、違いがあるというのが実感であります。このあたりについて、いろいろご意見を伺えたらいいのではないかと考えております。

中村 ありがとうございます。検査とSRM(特定部位)の除去ということについてのバランスの問題ですね。その辺を、またディスカッション等で少し深めたいと思います。

では、神田さん、消費者の立場といいますが、いろいろおっしゃりたいことはたくさんあるかと思えますけれども、現在、ぜひこの点は強調しておきたいということがありましたら、お願いいたします。

神田 一言だけなんですか。もう少ししゃべらせていただこうかなと思ったのですが、私も、金子さんがおっしゃったように、お3人の話を聞いておまして、検査のこととSRMの除去のことについて、温度差といっているんでしょうか、違いがあるなと思いました。

SRM除去が完全に実施できるのかということ、私たちは1つ心配しているということ、検査をしても何もわからない、どんな検査をしてもわからないんだというようなお話もあったかと思いますが、何もわからないわけではなくて、検査というのは、何の検査においても、検査の限界があると私たちは思っておりますので、限界があるから、イコール検査をしなくてもいいというふうには結びつかないなと思いながら聞いておりました。

各国いろいろなお話を伺いまして、その国々の状況によっていろいろな対策がとられているのだろうというお話もあったように思いますし、リスクコミュニケーションの重要性というお話があったかと思えます。

私が、もしお時間があれば強調したかったのは、日本において、このBSEの問題を通して行われておりますリスクコミュニケーションが、当初私たちが期待したものとちょっと違うのではないかと、ここのところ、非常に強く思っているということがあります。

また後で話す機会がありましたら、よろしくお願いたします。

中村 ありがとうございます。神田さんからご指摘のあったご懸念の部分は、パネルデ

ディスカッションの後半でもまたディスカッションする機会があるかと思しますので、そのときはぜひ強調して、お声を大にしておっしゃっていただければと思います。

最初、順不同でまいります、簡単な質問から幾つかさせていただければと思います。

先ほど第1部で3人の方からプレゼンテーションをいただいたのですが、そこでは、どの月齢の牛から検査をしたらいいのか。あるいは検出の限界があるというようなことをご指摘があったし、今神田さんもお指摘があったのです。

マシューズさんにちょっとお伺いしたいのですが、イギリスでは、消費者から、もっと若い牛も検査をすべきではないかというような声は大きくは出ていないのでございましょうか。

マシューズ おわかりいただけますでしょうか。イギリスにおいては、30カ月齢以上の牛は食べない。フードチェーンには入れないということです。それから、リスク評価をする。30カ月齢を過ぎてしまえば試験をするということですが、ヨーロッパでは、条件つきで30カ月齢以上の牛に関しては、検査をしてから食用に供するというふうになっています。ここもちょっと違いがあるわけですが、消費者はその辺の違いは認識しております。論点、不確実さに関しても認識しております。

すなわち、10年前と今日のリスクを比較してみますと、今日のリスクで、例えば月齢の高い年とった動物を食べたらどうだろうか。恐らく検出例は非常に少なくなっていると思います。90年代の初めは感染牛が多かったのも、恐らくテストしたらたくさんのが陽性と出たでしょう。今はそうではない。しかし、試験の方針としては、リスクが増大する可能性は非常に低いわけですが、牛の感染源が食物連鎖に入ってくるのも少なくなっているわけです。それが実際入ったところで、何人に具体的な影響を与えるかというのは予測になりますが、予測するのが大変に難しいです。

ただ、その文脈でいったとしても、消費者のロビー団体は、より厳しい試験を要求しますということは余りありません。過去の経験からして、今日のリスクは当時のリスクよりはかなり減っているということを認識していると思います。

97年が転換期でありまして、とにかく神経節がついているようなくず肉を食べてはいけないということを、政府が禁止令として出したわけでありまして。骨に直接ついている肉を回収して食べることで、発症する可能性はあり得るのだということでありまして。これは政府が何をやるな、食べるなということで、消費者の方からいったら、我々はそんな赤ちゃんのようなことはしてられない。あれをやるな、これをするなというのではなくて、こ

れをしたらどれぐらいのリスクかというのが知りたいんだ、骨つき肉は食べたいというふうにいったわけです。ただし、政府の方は、その禁止令を撤回するのは非常に難しい。そういう状況でありますので、イギリスでは、現時点、そうでありまして、試験をそのような形でもっとしましようという圧力はないです。

中村 細かい話で申しわけないですけども、今、消費者に対するいろんな説明がされているとおっしゃったのですが、どういう形でやっておられるのでしょうか。具体的な事例が1、2あったら、教えていただければと思うのですが。消費者はリスクを承知しているということをおっしゃったのですが、その承知の仕方ですね。

マシューズ 食品基準局ができて、政府の対応法が変わりました。不確実性とリスクの問題、消費者における危険についての対応は、食品基準局としては、特にあらゆる問題をオープンなフォーラム、今日のこういったような場で議論をすることを重視しています。まず、科学的な知見をできるだけ活用してリスクアセスメントをする。勝手にみずから判断するのではなく、すべてのデータを盛り込んで、しかも、それを公表する。そして、いわゆるピアレビュー、ほかの科学者のレビューも受けることにしています。

ですから、徹底的、科学的な評価をデータについてしなかったとしても、そこに不確実性が残った場合に、それを公にして協議をする。ウェブサイト、ホームページにも載せて意見を聞く。公開のミーティングなどを開く。また、食品基準局のボードがミーティングを公開していますので、具体的な問題をその場で聴衆の前で取り上げて議論するということをしています。

もう1つ、英国で1995年に変わったことは、リスクアセスメントとリスクマネジメントが分離されたということです。政府に関するS Eの諮問委員会がリスクを査定し、各担当局、食品基準局に対してもリスクがあるかどうかを審議するわけですが、アドバイスをするもう1つ別のグループがありまして、それに対してリスク管理をどういう方法でやるか。こちらのグループは消費者も参加しており、業界の代表もいる。管理ができる可能性がある場合は、リスクをいかに管理するかわかっている人。科学者は、基礎科学を理解しているわけですが、彼らはアドバイスを提供する立場にあるということで、2つの役割が分かれています。最初の方は、リスクの定量的な査定をする。そして、それを説明する。もう1つのグループが、そういう提言に基づいて、そのリスクをどう管理しているかということを考える。2つに分かれています。

中村 ハイムさんに同じことをお伺いしたいのですが、スイスでは、もう少し若齢の牛

の検査をやるべきだという声は、それほど大きくはないのですか。それとも、あるんだけども、なかなか取り入れないということなんでしょうか。

ハイム スイスの状況はちょっと特別だといえます。EUの加盟国ではないので、独自のルールがあります。当初はサーベイランスを導入したとき、リスクポピュレーション、つまり、死亡牛、既に病状が出ているものだけをテストしよう。健全なと畜牛に関しては、5%だけテストするということでしたので、健全なと畜牛はそれ以上はない。

2000年から2001年に危機状態にあったときに、健全なと畜をした牛に関して、業界の方で任意にテストをすることになりました。それに対して、それを許すかわりに、消費者の信頼を回復するためにそのテストをしてもいい。しかし、テストをしたからといって、BSEは全くない、消費者保護のためにテストをしているというようなことを宣伝してはならないといひまして、その条件で、80%ぐらい健康な牛も業界が任意にテストするようになっていきます。

ただ、その危機のときは、みんなパニックの状況でした。スイスでも、消費者は最初は、EUが健康な牛もと畜時にテストをしている。それだけの根拠があるのだから、なぜスイスはやらないのだと疑問がわきました。そこで、我々としては、なぜしないのか、すべきではない、する必要はないという説明をしっかりと、公のミーティングなどで協議を重ね、いろいろパンフレット、説明文書なども作りまして、数週間後には国民もこれを受け入れました。少数のグループで、相変わらずこれが望ましいといっているところもありますが、ただ、我々としては、科学的な根拠に基づいてそれを導入はしたくないという説明をし、国民は受け入れています。

方向的には、テストをやるべきではない。健康な牛のテストは本当に有用なのか。これだけ金をBSEにかけては、ほかの病気に回す金がなくなっているということで、本当に必要なのかということで、今、働きかけています。

中村 そういうコミュニケーション、公の場でのミーティングということもご指摘があったのですが、政府の考え方、あるいは消費者、一般社会の反応、それに対するレスポンスを知るためのミーティングは、かなり頻繁に行われているのでしょうか。ハイムさんにお伺いしたいんですけども。

ハイム スイスは非常に小さな国です。ですから、大きな組織で大きな委員会がというわけではないのですが、まず科学者のステアリングコミッティーというのがEUにもEFTAにもありまして、そういった科学者の意見、あるいは英国の専門家の意見も聞きます。

そして、国内では、国の状況は違うのかといった観点で専門家の意見を聞きまして、何かの措置を変える、あるいは新しい措置を導入する際には、いわゆる公開のヒアリングで利害関係者を全員呼んでディスカッションをします。

科学的な議論について、こちらの提案について何か科学的な反論がある場合、あるいは、その導入について何か反論がある場合には、もちろんレビューをして、そういったディスカッションを続けるのですが、感情的な議論になった場合、直観でどうしてもこれがとかそういう意見、そこが難しいところで、そういう議論はできるだけ避けようとしています。

特にBSE危機のときには、消費者団体といろいろ議論をいたしました。結局、彼らは我々に味方して、健康な牛のテストはしないという方向で、助けてくれました。

中村 マクダイアミドさんに同じ質問を伺います。ニュージーランドでも、そういった公開のコミュニケーションはやられているのでしょうか。あるいは、ご自身のご意見で結構なんです。かなり限界があるなどお感じになっていらっしゃるのでしょうか。

マクダイアミド まず最初に、ニュージーランドはBSEがないということを申し上げたいのです。しかし、食品安全に対する問題意識はもちろんあります。これはだれしもそうだと思います。ことしの初めには、出荷したコーンミールに鉛が混入していた。かなり高濃度の鉛がベビーフードに混入していたという問題で、消費者意識が高まったことがありました。

ニュージーランド食品安全当局のそういった問題の対応法は、公式の協議のメカニズムがありまして、消費者フォーラムに多数の消費者の団体が参加して、定期的に我々は会合を持ちます。また、より消費者一般を代表するようなグループと食品団体と、毎年食品安全大会というミーティングがあります。食品安全局は、さらにそれを監督するボードがありまして、そちらに消費者と産業の代表がメンバーとして入っています。

何かを変えるという提案をする場合、例えば規制を変える、やり方を変える場合には、そういった公のコンサルテーション、協議をする機関を設けて、いろいろな意見を聴取します。

ハイムさんがスイスについておっしゃったように、我々として難しいなと思うのは、非科学的なプレッシャーと申しますか、それにどう対応するかということです。科学的でない議論と申しますか、利害団体などがあって、例えばGMO（遺伝子組み換え）とか、これは政治的な問題になっていますので、これにどう対応するか。これはもちろん政治家の指示を仰ぐことになるのですが。

中村 リスクをどう考えるか、あるいは、いろんな生活周辺にあるリスクの重みづけをどうするかというのは、議論するにはかなり時間がかかることなのですが、ちょっと本題から外れるかもしれませんが、先ほどマクダイアミドさんが写真で示されたニューズペーパーの事例があります。たばこを吸いながら、携帯振動機の子供に対する影響を心配しているという図柄があったのですが、私もメディアにいる人間として関心があるのです。メディアのリスクの伝え方は、国によってそれぞれ違うと思うのですが、マクダイアミドさんがいみじくも例を挙げられたように、メディアもかなり混乱しているのでしょうか。その辺、どういうふうに見ておられるのか。ちょっとコメントがありましたらお伺いできたらと思うのですが。

マクダイアミド メディアは、結局、人間は人間で皆同じだと思いますので、ある問題にどうしても感情的に反応すると思います。それは知識に基づいた感情的反応である場合もあるし、そうでない場合もありましょう。シニカルな人にいわせれば、まともなニュース、いいニュースでは新聞は売れない。記事は書けない。ですから、あえて不要に悪く書き立てるといふこともあるかもしれません。

私の国では、マスコミとは密接に連絡をとるようにしています。それは前向きにオープンにやった方がいいということを経験で学びました。情報はできるだけ開示した方がよい。出てきた情報は手持ちにして待たずに、それが記者の方の詮索で露呈するよりも、こちらが公開した方がいい。先ほどいいましたベビーフード汚染の例ですけれども、早目に対応しました。ほかにも幾つかの問題で、こちらがいわば先手を打って、先に公に発表したという例は幾つかございます。

中村 脱線してしまいましたが、時間の関係で、またテーマを別のことに少し移しましょう。

今日は、お3人の方のプレゼンがありましたように、SRM(特定部位)という言葉がよく出てまいりました。とどのつまりといいますか、私の理解では、SRMの除去がきちんに行われれば、リスクはかなり減るんだよというご指摘があったかと思います。順番が適当かどうかわからないのですが、スミスさんに、アメリカの状況が日本の消費者は非常に不安なんですけれども、SRMがきちんにとられているのかどうか、もしご存じだったらご指摘いただければ。どういう状況にあるのかなというところもご指摘いただければと思うのです。

スミス 実際、アメリカでは、まず第1例が発見されたときに、即時SRM基準を出し

ました。これはカナダでも実施されていたものを踏襲したわけです。カナダで実施されたものというのは、主としてイギリスのものに倣ったものでした。というわけで、基本的にいえば、アメリカでは、イギリスで、それからカナダで実施されたものを踏襲したわけです。カナダとアメリカの間に差がもしあるとすれば、基本的には、SRMをすべての月齢の牛から除去します。30カ月であろうとなかろうと、SRMに関しては除去する。また、脊椎、椎骨、脊髄、神経根をとるために、すべてとってほしい。ですから、ボンレスの形でその部分はカットします。

コロラド州立大学においては、我々現在使っている除去法が、SRM除去として確実に交差汚染を予防しているかどうかを見たいということです。その他の組織で、SRMではないんだけど、SRMからの交差汚染で汚染物質がついてしまうことはないだろうかということを見ております。つまり、もっと厳密な除去ができるように、もっと確実な除去ができるように、危険物質を公衆衛生の観点から除去するように努めております。

中村 逆に、アメリカからの牛肉を輸入すべきかどうかということについて、日本は今かなりもんでいるところなんです。欧州あるいはニュージーランド、ニュージーランドは輸出が多いかと思いますが、アメリカ製の牛肉を入れていることはあるのでしょうか。マシューズさんとハイムさん、それぞれちょっとお伺いします。その場合、入れているのであれば、どういう措置をそれぞれの国でとっておられるのか、もしご指摘がありましたらおっしゃっていただければと思うのですが、まず、ハイムさんの方からお願いできますか。

ハイム アメリカビーフに関しては余り話をしたくないのですが、我々がとった措置は、例えばリスクを見る。報告リスクだけではなく、輸入する場合には、まず、それら輸出国のGBRのリスクランクを見る。そして、可能性があるという国であれば、症例が出ていようと出ていなかろうと、最初からその場合の牛肉輸入に関してはSRMを徹底除去する国であるということをいっています。ですから、SRMを除去することは、輸入肉に関しても以前と同じです。カナダ、アメリカでBSE症例が出たから変えたわけではありません。

マシューズ 私が知っている限りにおいて、イギリスは、BSE関連の輸入禁止令は出しておりません。どの国も対象になっていません。ただ、コンプライアンスとしては、牛の月齢に応じて、SRM除去があることとなっています。例えば、椎骨、脳、脊髄は、ヨーロッパからの輸入に関しては、それぞれのSRM除去適齢であるものは、してあること。

そのコンプライアンスがきちんとあることとっています。ほかには、輸入に関して、例えばBSEのことだけで輸入禁止になっているということはありません。

個人的な見解でいえば、2週間ほど前、アメリカに行って牛肉をたくさん食べてきました。日本でもそうです。ですから、SRMがきちんとしている国であれば、その国の牛は食べます。

マクダイアミド ニューージーランドは、牛肉はほとんど輸入はしていません。消費する牛の食肉量の恐らく1%以下でしょう。我々は基本的には輸出国です。ただ、消費者としては、ニューージーランド産だけでは嫌だということであるし、企業家精神の盛んな人が、珍しいものであるということで輸入されている牛肉もあるのです。アメリカ産のものもあります。

アメリカで最初のBSE症例が出たときに、ニューージーランドは貿易を一時停止しておりました。ただし、そのときのアメリカの対策措置を検討しました。やはり当局はBSEからコンシューマーを守りたいということで、その措置をとったわけです。その結果、アメリカの採用した対策は適しているということになりましたので、輸入は再開されました。

中村 日本の方お2方にちょっとお伺いしたいと思うのですが、まず金子さんにお伺いしたいのです。今、海外から来られた4人の方がSRM除去についてのお話をされたのですけれども、食品安全委員会プリオン専門調査会では、9月9日に出了た「中間とりまとめ」で、SRMの除去がしっかり行われていれば、リスクの率は非常に低くなるんだよというご指摘があったのです。

もう少しかみ砕いて、我々はどうしても不安が残るんですけれども、果たしてSRMの除去だけで我々は安心して食べられるのかなというところはあるのです。私見も含めてで結構なんですけど、SRM除去をしっかりとやればかなり安全なんだよ、リスクの率が下がるんだよということ、プリオン専門調査会としての意見をもう少しかみ砕いておっしゃっていただけますでしょうか。

金子 まず最初に、私たちが「中間とりまとめ」で行ったことは、過去3年間の日本で既に行われてきたリスクマネジメントに対する評価であるという点であります。ですから、今後、現在の検査体制やUSビーフの輸入の問題とは直結はしていないというのが、基本的なスタンスであります。

その認識の上で、じゃ、私たちがどういう報告をしたかというエッセンスについてお話ししますと、1つは、SRMの除去は重要である。順番云々の問題はありますけれども、

それに関しては結論の部分でもきちんと言及されている。それは共通しております。

ただし、先ほどもいわれたように、SRMリムーバルの実効性ですね。コンプライアンスといいますが、それがどのくらい担保されているかについて確信が持てない点もある。そういった点を踏まえて、やはりBSE検査の有効性についてもきちんと言及をして、恐らく世界で私たち日本だけだと思うのですけれども、350万頭なり相当の数のと畜牛を調べて、こういう検査があった、データが出ました。特に若齢牛でも陽性の牛がいるということ踏まえて、日本で行った事実に基づいた見解を述べたということがいえると思います。

その月齢の問題に関していいますと、例えば国によってと畜される月齢の数がかなり違うという背景が恐らく大事になるのではないかと。つまり、日本でいうと、18カ月から24~25カ月齢という比較的若い牛のと畜頭数に1つのピークがあって、それは雄の牛が全体のほぼ1/4を占めていると認識していて、相当な数の検査を実際に行っている。しかも、アクティブサーベイランスとして、24カ月齢にこだわらずに、これだけの数のサーベイランスをしたのは、恐らく日本が世界で初めてであって、そのデータを無視してはいけなйдろうということ、あの答申を行ったという事情があります。

ですから、SRM除去の有効性については、全くそのとおりですし、結論の中で項目として4番目に初めて出てくるのですが、私自身は、その有効性をもう少し上位に挙げるべきだという趣旨の発言も行っております。それは、今お3方が述べられたようなグローバルスタンダード（世界基準）を認識した上の発言でもあったわけで、そういった意味で、日本の基準だけが孤立してはいけないという認識も、私たちは持っています。

ただし、それに加えて、私たち独自の事実に基づいたデータを踏まえた、そういう意味であれをまとめたという事情があります。

1つ、私が、多分これから後の部分で問題になってくると思う、ヨーロッパ、ニュージーランド、アメリカの方にご意見を伺いたい点は、今だけではなくて、伺った点、例えばEUが2000年に、コンシューマーコンフィデンス、つまり、消費者の安心のために検査を行った。それから、ドイツやフランスは、30ではなくて24、あるいは30カ月齢以上の、日本に比較的近い状況のBSE検査をすべての牛に関して行うことにした。そういうかなり厳しい条件を設定したときに、それを見直すときの難しさということ、先ほどこの場ではなかったかもしれませんが、お話を伺ったときに聞いていたわけです。

つまり、今すべての牛のSRMをとり、すべての牛を検査をするというのは、日本の既

定事実にあるわけですね。それはいろんなバックグラウンドや種々雑多なものが違う国のお話を聞いたときに、グローバルスタンダードだから、それをそっくりそのまま日本に持ってこれるかということ、そういう状況にはない。それは先ほど、ヨーロッパで一度決めたものを緩和するときの困難であるということと全く同じなわけですね。

じゃ、どうしたらいいかということに関する私の私見は、それはやはり事実に基づいた説得性しかないのではないかと。つまり、全頭を調べて、例えば飼料規制がうまくいったら、この年から後に生まれた牛は安心ではないか、安全が担保できるのではないかと。そして、それを実際に調べて大丈夫だ、この時点から 20 カ月たったから、これ以下の牛は安全ではないかということ、十分なマージンを見込んでやっていく。大丈夫ですという証拠がないと、なかなか説得力のあるデータとしてないのではないかとというのが、日本の実情ではないかと思えます。

そういう一度セットしたものを、特に緩和する方向に変えるときの困難さというか、リスクコミュニケーションも含めて、その辺を私たちとしては一番知りたいというか、もちろんそれを踏まえてディスカッションしていくわけですが、そういう情報をいただければと思います。

中村 今の金子さんの最後のご指摘は、現在ある基準を、科学的知見がふえた段階で少し緩める、その困難さがあるのではないかとのご指摘だったのですが、マシューズさん、そういうご指摘に対するコメントは何かございますでしょうか。あるいは、ヨーロッパ、イギリスでは、こういうふうに行っているんだという事例がありましたら、お教えいただければと思うのですが。

マシューズ 骨つき肉の例は先ほどいいましたが、まず最初、ルールを導入した場合、翌年 1 人かかるだろうというような仮定で導入したわけですが、2 年後、アドバイザーなどがいろいろ協議をした結果、骨つき肉の禁止を撤回することになりました。そういう困難はあるんですが、現在、各国間の貿易協定、貿易のルールがあって、話を難しくしています。例えば効果的な飼料禁止とか、英国でもこれが何を意味しているのか。この飼料禁止以降、一切の牛が感染をすることはできないのか、若干の感染があってもそれはリスクとして受け入れるのか、そこら辺の判断が難しいのです。特に事前にそれを判断するのが難しい。

例えば飼料禁止以降はゼロリスクしか許容しないということであれば、これは実現不可能だともいえます。もちろん、それができれば、この禁止はある期日をもって完璧でした。

それ以降生まれた牛はテストもいたしませんといえればいいんですが、低投与量のエクスポージャーではリスクは残るわけで、したがって、たまには世界じゅうどこだって、また発生する可能性は残るわけです。ただ、それも蔓延しないようにしっかりしたコントロール体制をしく。また、消費者に、実際に人に感染しないようにする限りにおいて、これは問題だとはいえないと思います。それによってテストはやめて、あるいはテストは特定の目的のために行う。実際のBSEの発生率をモニターするためにテストをすると限定する。まず、BSEの発生がどのくらいかという、その把握をすることが一番大切なのですから。ヨーロッパでは、そこら辺は大体わかってきました。

国内で本当に現実的な問題があるのか。今のコントロール体制が機能しているのか。早目早目に感知することができるようになりました。そして、蔓延が減っていることがしっかりわかれば、今度は実際に発症例だけをテストするというのでいいわけですし、そのサーベイランスデータが非常に有用です。サーベイランスデータで、リスクに基づいて各国を分類して、その分類した国と個別の貿易ルールを決めるという考え方もあります。その方が科学的根拠が強いと思います。

ちなみにヨーロッパの消費者は、そのテスト体制、テストのやり方の変更を受け入れる姿勢があると思います。既に主要な措置は保護策としてとられているということで安心していきますので、テストだけが一義的な手段ではないということを入者が理解しているからです。

中村 今マシューズさんは、消費者といいますがユーザーが、いろんな科学的知見も含めて受け入れることがかなり広く行われているというご指摘があったと思うのですが、消費者と一口にいても、いろいろな方がいらっしゃるんで、一くくりにはいえないと思うのです。私見を交えてでも結構なんですけど、何が今のBSEに対しての大きな問題なのか、自分たちの不安は何があるのか。どこが不透明だから、自分たちは何かおかしいよと思うことになっているのか。その辺のお考えとか、現在のお考えがありましたら、この際、ご指摘をいただければと思うのですが。

神田 1つは、BSEというものが、まだ科学的に解明されていないということがいわれています。今はそういったレベルにあるわけで、大きくはそれがベースになっているということがあると思います。

先ほどのSRM除去、検査の関係でございますけれども、お3方のところでお話がありました。ただ、それはそれぞれの国のそれぞれの状況、例えばSRMの除去の方法ですと

か、実効性とか、確実性とか、そういうことの違いがあると思いますし、解体の汚染防止の対策がどうなっているのかということが、多分それぞれ違くだらうなと思ったときに、簡単に平準化して考えることはなかなか難しいのではないかと。検査かSRMの除去か、どっちかという形で考えることも難しいでしょうし、即それが日本に当てはまるかどうかということもちょっと疑問だと思いながら聞いておりました。

日本の場合を考えると、9月9日、食品安全委員会のところで「中間とりまとめ」を出しましたけれども、それを見ながら考えるのが筋だろうと思うわけですね。そのときに、「中間とりまとめ」の中では何とっているかということ、やはりSRMの除去は、確実に除去できればリスクは低減されるものと考えられると書いてあるわけです。しかし、と畜場において常にSRMの除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないということで、ピッシングの問題ですとかスタンニングの問題をいっているわけです。そういうことで、ピッシングにしてもEUの方では禁止をしている。日本では禁止をしていない。こういう事情が違っていて、平らにして同じようなところで考えることはできないのではないかといいたいわけです。

現在のSRMとされている組織、SRMが蓄積するといわれている組織が、これ以上、全くないかということ、そういったことも、もしかかもしれませんけれども、話としては、いろんなメカニズムが解明されていないので、現時点では、これ以上ないということは判断できないというふうにも書いてあるんですね。

そういったことの中で、やはりSRMの混入によるリスクを低減するためには、と畜場における検査も役に立っていると書いてあるわけですよ。ですから、そういったことをベースに考えますと、今、日本の置かれている状況の中では、現在とっている対策について、まだ必要なのではないかと思うわけです。

そのときに、それをもとにリスク管理のところではリスクコミュニケーションをやったわけですが、それでもいい。では、消費者、国民はどういうふう考えているのか、リスクコミュニケーションで見てもみましょうといったときに、何力所かでやった中で出てきている意見は、現状を続けてほしいという意見が多数を占めていると私は思っています。ですから、そういうふうな状況を考え合わせますと、リスク管理のところの、今回、食品安全委員会に諮問いたしました中身、つまり、21カ月齢以上は検査をする、20カ月齢以下は検査しなくてもいいというふうな結論が出てくるのが、消費者団体としてはちょっと理解ができない。

ですから、そういう意味ではリスクコミュニケーションのあり方とか、多数出ている意見をどう扱うのかということ、もう少し納得感のあるような手だてが必要ではないかと思っています。

中村 ありがとうございます。これだけで1つのセッションができそうなご指摘があったんですが、後ほど会場からご意見がありましたら、この点についてもぜひおっしゃっていただく。

マクダイアミドさんに1つだけコメントをいただければと思うのですが、先ほど金子さんもご指摘がありました。神田さんも少しは触れられたのですが、国際的に検査、あるいはSRMの除去、それぞれについてのグローバルスタンダードといいますが、国際的に共通した基準といいますが、こういったものをつくる作業、あるいはつくろうかというような動きはあるのでしょうか。その辺、もしご存じだったら教えていただければと思うのですが。

マクダイアミド OIEが国際的な基準を出しています。サーベイランス、テスト、SRM除去に関して、国際獣疫事務局のスタンダードとして、BSEについてのあらゆる措置についての基準です。OIEの基準は常に見直しされておりまして、それは各加盟国がいろいろ経験を経て、提案を出すということで変わっています。OIEのプロセスは、科学的な作業部会が提案をまとめまして、その提案を加盟国が審議する。各国が提言というかサブミッションを出して、それがOIEの毎年の総会で採決されるということです。160の加盟国があります。そういう意味では、今日議論したような問題については、そういった国際基準はあるということで、ただ、常に見直し中であるということです。

中村 ありがとうございます。

会場の都合で、少し早目に終わらなきゃならないということで、4時25分ぐらいまでに終わりたいと思っているので、少し早めて、会場からいただきましたご質問を中心に、また議論を深めていきたいと思います。

たくさんのご意見、ご質問をお寄せいただきましてありがとうございました。こちらでざっと短い時間ですので、集約が不十分かもしれませんが、皆さんご疑問、ご指摘の幾つかの点をディスカッションしたいと思います。

1番目は、今マクダイアミドさんからもご指摘がありましたように、検査とSRMとのかかわりについてのご質問が非常にたくさんありました。お答えが重複するので、もし時間があったら進めようと思うのですが、特に気がついたのは、先ほど神田さんもお指摘が

あったのですが、日本の消費者は、検査とSRMの除去の両方を求めているんだ。だから、全頭検査もぜひ続けていったらどうかというご指摘がありました。

金子さんにちょっとお伺いしたいのですが、先ほどご説明があったのですが、検査とSRMの除去は、科学的に見て、やはり両方行わなければならないものなのか。あるいは、SRMの除去さえしっかりやれば、「中間とりまとめ」にもありますように、リスクがかなり減るんだということ、この会場からのご質問にもあるんですが、その辺、もう一度かいつまんでお話をいただけますでしょうか。

金子 今の点ですけれども、それを科学的にというお話ですが、そういう実験をすることはできませんし、恐らく科学的に100%正解を出すというような問題ではないと思います。

一番は、私が思っているのは、SRMを除去する、それがリスク低減措置として一義的にとらえられているという話ですけれども、それに対する信頼性だと思うのです。つまり、SRM除去というものは確かにそのとおりなんですけれども、本当にそれがちゃんとされているのか。ピッシングのお話もありましたし、背割りの問題等もいろいろありますし、本当に危険なものが完全に取り除けているかどうかという不安といいますか、そういう疑念といいますか、そういったものがどうしても拭き切れない土壌で、幾らSRM除去だけでいいという話が出て、信頼といいますか、納得は得られないだろう。

それは、私たちの「中間とりまとめ」で本当にいいかかったこととはちょっとずれて、問題がだんだんずれていく。要するに、科学的にわからない部分の話であって、しかも、先ほども申しあげましたけれども、実際にそれがどのくらいコンプライアンス、あるいは担保されているかということが、皆さんが納得できるようなデータが出て初めて、これはコミュニケーションで相手のあることですから、幾ら安全だ、安心だといっても、どうしてそうなのかというものがきちんと示されない限りは、いつまでもこの疑念だけが残ってしまうだろう。そういうのが恐らく今の実情であって、検査というものを、皆さんは安心を確保するためにという立場でとらえられているのが、今の日本の現実なのです。実情だ。それはやはり私たちは認識していかななくてははいけない。

何度もいいますけれども、「中間とりまとめ」は過去の検査がこうであった、過去の管理対策がこうであったということであって、それが報道云々でいわれている点もわかりますけれども、実際に厚労省の諮問が来て、これからそういう検証作業をしていくわけですが、それで私たちが実際に何をどうするか。それを見ていただきたいし、私が今ここで予断を

もってお話しするわけにはいきませんが、それはこれから決めることである。もちろん「中間とりまとめ」のデータを踏まえて行うことですが、そのステップこそが、これからのステップこそが、皆さんに本当に透明性を持って、正直に見ていただきつつ、そこで理想的には、専門調査会だけではない、いろいろなほかの意見もリスクコミュニケーション等を通じて吸収しながらやっていくのが、やはり一番信頼、納得を得る方法ではないか。それは方法論の問題であって、サイエンスの中身の問題と少し違う部分がかかなり大きな要素を占めるのではないかと思います。

中村 もう1つだけ、質問の中から選ばせていただきますが、多かったのは、先ほどマッシュューズさんもご指摘があったのですが、新しい検査方法が開発されているけれども、それを導入すべきかどうかというご指摘があったように伺います。今の検査法では、確かに若い月齢の牛については、恐らくは感染はしているんだろうけれども、プリオンがあるかどうかはわからない。これは本当につかまらないのか、検査法がいま一步なのかといういろいろな見方があるかと思いますが、仮に新しい鋭敏な検査法によって、より若い牛も異常プリオンがあるかないかということがわかった場合に、検査対象の牛の月齢をもっと若くするのかどうかというご質問がありました。その辺、そういう動きとか考え方が出ているのでしょうか。マッシュューズさんからちょっとお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

マッシュューズ 感受性の高い試験が出てきたから、より若い月齢の牛がテストできるかということを混乱させてはいけないと思います。一番重要なのは脳組織です。脳組織、脊髄組織での陽性がきちんと出なければ、ほかの臓器でどう感受性が高くてもだめなのです。でない、いいテストだとはいえないわけです。ですから、これはほかの試験より感受性が高い試験だから、これを採用して、より若い牛をテストしましょうということは、証拠がない限りいえないわけです。現状あるものに関していえば、そういった証拠はまだ上がってありません。これらの組織にきちんと適用してみて、初めてこの感受性が正しいかどうかということはいえるわけです。それが例えば潜伏期の動物でちゃんと陽性に出るかどうかもしっかり見なければいけません。来年はあるかもしれませんが、今のところは、ありません。

まだ生存している動物のテストができる、もしくは例えば12カ月齢以降できる。例えば小腸テストが脳テストにとってかわることができるというふうにいっていますけれども、テストの結果の信頼性がデータによって担保されなければ、それは使えません。もちろん

希望としては、生体で検査できることが望ましいですし、と畜獣だけを対象にするのではなく、生きているうちに検査ができるのはいいと思います。生体検査がきちんと診断検査としてできるようになった方がいいと思います。行く行くはそういうものが出るかもしれませんが。ただ、臨床的な生体での検査で感受性のあるものは出てきましたけれども、潜伏期にあるもので、生体検査で絶対に確実性を持って試験結果が出るものは、まだ存在しないと考えますが。

中村 スミスさん、ご専門からちょっと離れるかもしれませんが、同じ質問、仮に鋭敏な検査法が出てきた場合には、今の検査基準、30カ月齢以上のものを検査するということをもう少し若い牛に帰結するということは、アメリカでは考えられるでしょうか。あるいは、そういう議論が行われているのでしょうか。

スミス いいえ、我々のところでは、サーベイランス以外の目的での試験は行っていません。ことし30万頭をテストしますが、このうちの90%はアットリスクの危険の可能性、リスクのある、例えば事故牛、死亡牛といったものです。病状らしきものが出ています。ただし、サーベイランスの目的でテストするわけです。ですから、こういった試験をすることによって、我々としては、実際そういったBSEという疾患がアメリカに存在するのかどうかを確認することができる。もしあるとすれば、有病率はどれぐらいかということ把握することができる。それによって、今までとってきた対策、措置がきちんとコントロールの役目をなしているかどうかの判断が、アメリカ国内においてできる。つまり、ルーチンの試験を何カ月齢以上やるということはやっていません。サーベイランスという状況把握のためだけの試験です。

もっと安い試験方法があって、もっと簡単に試験ができて、特に生体でも試験ができるということになるのであれば、それを実施するかもしれません。ただし、それもサーベイランスの感度を上げるためにやるということでありまして、食品安全のための試験ではありません。

中村 ありがとうございます。検査の目的が国によって少し違うかなということも感じました。

第3部 意見交換

中村 今日は、リスクコミュニケーションのパネルディスカッションですので、時間配分の手際が悪くて申しわけないのですが、会場からぜひこの機会にフィードバックをした

い、いろんな意見を申し上げたいという方がいらっしゃったら、2人か3人かと思いますが、では、その方。ただし、質問は2分以内をお願いします。どなたに特にお伺いしたいかをおっしゃっていただいて。皆さんに.....。

司会 マイクをお持ちいたしますので、マイクをお願いいたします。それで、1分40秒のところベルが1回鳴るのです。2分たちましたら、2回ベルが鳴ります。ここで終了とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

山田 名古屋の山田と申します。

先生方のお話、大変参考になりましたのですが、要するに、全頭検査というが、検査では無理があって、BSEがデリケートだから、検査ではわからぬ。ですから、検査では安全は確保できない。まして全頭検査なんていうことは、およそ意味がないということのように解釈しました。さらに、肉骨粉を与えなければ恐らくBSEの問題は解決するのではないか。肉骨粉を禁止してからBSEの発生が極端に減ったということのをさっき聞きましたので、そういうBSEのえさの問題で、いわゆる肉骨粉等の飼料を与えることを完全に禁止をすれば、BSEの問題は絶滅するのではないかなとお話を承ったのですが、その辺をちょっとお教えいただきたいということでございます。

中村 お答えはどなたかお1人でよろしいですね。先ほどマシューズさんのプレゼンテーションの中にも、幾つかいろんなプロテクトの方法がありましたので、重ねてご説明いただくのは恐縮ですが、今ご指摘の部分だけ、ちゃんときちんに対応してプロテクトの手段をとれば、安全度が高まるのではないかというご指摘だと思っておりますが、代表してお答えいただくのは、マシューズさんでよろしいですね。

山田 お答えいただければどなたでも結構です。

中村 では、マシューズさん、今のご質問で、確かに肉骨粉飼料を使わないことで、BSE牛の発生がかなり減ったというデータを、お3方ともごもお示しになったのですが、重ねて申しわけないのですが、きちんとした対応をとればリスクはかなり減るというご指摘を、もう一度ご指摘いただけますでしょうか。

マシューズ 今までは肉骨粉を使っていた。しかし、それを使わなくなったということからBSEの発生は減ることは確かです。ただし、それで完全になくなるという保証はできないということです。というのは、例えば何か動物飼料の材料を外国から輸入している場合、肉骨粉でなくてフィッシュミールとか大豆かもしれない。しかし、外国のどこかで汚染されているかもしれない。そこまでは保証できないわけです。そこまで排除すること

はできない。ただ、時間とともにより多くの国、多くの人々が飼料禁止をすることによって、グローバルにBSEの発生は減ることになりますし、汚染の悪循環が断ち切られることになるとは思いますが、かなり時間のかかることで、BSEは簡単に動物間で伝染するものではないということは忘れてはいけません。

中村 済みません、もう一方、その方と、もう一方、先に手を挙げられた方がいらっしゃったかな。では、お一人お願いいたします。

戸谷 戸谷真理子と申します。

今までのお話を伺っていて、検査とSRM除去だけに焦点を当てて、飼料管理問題をごまかしているのではないかと感じてきたのです。どうしてかということ、米国の問題に結びつけると、アメリカは今まで先生方がいわれてきた対策を強化しようとしていないのです。EUの8月に出た評価だと、飼料もノットオーケーだし、危険部位除去もノットオーケー、レンダリングもノットオーケー、評価は極度に不安定で、BSEが国内に急速に拡大している可能性が高いという評価をEUの先生方が、欧州の食品安全局が出されているんです。これで、国は昔もEU評価を無視してBSE対策を怠ってきて、生産者や流通や消費者に大きなダメージを与えたのですが、今回もそれを無視するのではないかとこの不安が消費者にはあります。

もう1個が、食品にゼロリスクがないことはわかっていることで、でも、なぜわざわざ何を食べているかわからない、感染潜伏牛かもしれない牛を輸入再開しようとするのかというのは、すごくおかしいことだと思う。もしアメリカから輸入再開をするのであれば、絶対に危険な飼料を与えていない、月齢も把握できる、SRM除去もちゃんとできているという牛を輸入するなら話はわかるのですが、これはすごくおかしいことだと思います。

あとは、WHOは感染牛を食物連鎖に入れるなどいっているのだから、その話を日本はぜひ大事にしていきたいと思います。

もう1個は、ヤコブは院内感染問題なのに、何でその専門家を呼ばないのか。スチュアート先生がリスクはすごく少ないといっていたけれども、1人でも感染したら、フランスでは、8人目のヤコブ患者の献血から数千人が感染するかもしれないという話がまた出ました。

これで終わりにします。

中村 今のご質問、4つあったのですが、お答えできる方がどなたもいらっしゃらない。要するに、むしろリスクマネジメントというか、どういうことで、どういう形で

例えばアメリカからの牛肉を輸入再開するのかということ伝えていくか。あるいは、どういう決定プロセスなのかというのは、残念ながら、この壇上の方は実はだれもかかわっていないので、ちょっとお答えがしにくいかなと思って、そういうご意見があるということとは、確かに。

戸谷 でも、肉骨粉の問題の重要性は全然……。感染牛を食べないということで、一番大事なことだと思うんですよ。

中村 それは、今マシューズさんがおっしゃったように、ご説明があったと思いますが、納得はなかなか難しいんですけども、またよくごらんになって、この後、またご質問していただいても結構だと思います。

どなたかもう1方。では、先に手を挙げていらっしゃる方かな、後ろの方、お願いいたします。

鈴木 商社の兼松株式会社の鈴木と申します。ゲイリー先生の方に質問でございます。

日米BSE協議の中で委員をやっておられるということで、日本で21カ月と23カ月のBSEの発症例があるということなんですけれども、これは国際的には認められていないというような話を聞いておりますけれども、まずそれがどういうことなのかということ。

それから、交渉の中で、私も専門家じゃないのでよくわからないのですが、免疫組織化学法、病理何とか法というのが陰性で、ウエスタン・ブロット法では陽性だったということだったらいいんですけども、このときに日本側の方が、ウエスタン・ブロット法で出ました。アメリカ側の方が、ウエスタン・ブロット法はイギリス式とか日本式とかがある、こんなようなことをいったというような記事をあるところで見ただけで、その辺のところを一体どのようになっているのかなと思って質問しました。

3番目ですけども、この21・23について、BSEでないとされているのであれば、日本が今20カ月以下でいろいろ線を引こうとしているということに対して、話がちょっと違ってくるのかなという気がしますので、その辺についてのご意見も伺えたらと思います。

以上です。

中村 申しわけありません。それを最後の質問にいたします。では、スミスさん、お答えいただけますか。ご指摘は3つあったのですが、どれでも結構です。

スミス 最初の質問にまずお答えしようと思います。ほかの専門家の方に、その事例特異的なコメントをいただきたいと思います。

私は、個人的にBSEワーキンググループに参加し、日本の協議当事者の方はすばらしいと思いました。杉浦先生もそうです。日本代表で交渉に臨まれた方は、まず第1に国民の健康を考えていらっしゃいます。ですから、アメリカ合衆国としていえば、牛肉貿易を20カ月齢で切ってやるということに全く異議はございません。20カ月といえはそれで結構です。日本では、国民の健康を守りたいということですから、20カ月齢ということで、それはそれで私どもは結構でございます。

21カ月、23カ月齢の牛の話をされますか。

マシューズ 今あるテスト法ですけれども、イギリスの場合の食物連鎖に入るものに関して、恐らく20カ月、23カ月齢のものでプラスに出るものは数百頭もあるでしょう。ですから、21カ月で出た、23カ月で出たというのがまねだとは申しません。1つは変わったものが見えるかもしれませんが、これはあくまでもBSEととらえて考えていくべきだと思います。

これが飼料禁止令が出た後で生まれた牛だということ、ちょっと考えた方がいいと思います。21カ月、23カ月で若い月齢の牛が出たことに関する心配はないです。我々のは、一番若いので20カ月でしたから。それを超えて出るということもありますが、BSEはいろんな症状がありますし、症例もありますので、とても若くて発現した、陽性になったというのがありますし、とても成長してから発症したのがありますし、いろいろ個体差があると思いますが。

中村 ありがとうございます。本来ならば、時間を打ち切つてはいけないのですけれども、諸般の事情で、何かありますか。では、神田さん、一言お願いします。

神田 今20カ月齢でラインを引くという話があるんですが、これはリスク管理のところが食品安全委員会に諮問をしていて、まずそれは答申が出てきていないわけですよ。そういうときに、こういった形で話がどんどん進められるというのは、やはり非常に問題だなと思っています。

中村 ありがとうございます。リスクコミュニケーションのやり方については、いろいろまた議論もあるかと思いますが、次回以降、BSEに関するリスクコミュニケーションはこれで終わったわけでは決してありませんので、何度も開かなければならないと思います。ですから、その際には、今、神田さんのご指摘がありましたように、やり方とか進め方とか考え方について異論があるものをどんどん出して行って、改めていただければなと思います。

主催者の食品安全委員会には、ぜひ次回からは余り時間を区切らずに、デスマッチじゃありませんけれども、とことん議論をする、コミュニケーションをする場を設けていただければなと思っておりますので、その際はぜひご協力をお願いいたします。

司会者の不手際もありまして、時間をちょっとオーバーして、なおかつ、後ろを切ってしまったことをおわび申し上げます。次回から、またうまい運用の仕方があるんじゃないかなということで、今日のコミュニケーションを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

司会 コーディネーターとパネリストの皆さん、どうもありがとうございました。

(4) 閉会挨拶

司会 それでは、閉会に当たりまして、食品安全委員会の寺尾允男委員長代理よりご挨拶を申し上げます。

寺尾 本日はお忙しい中を大勢の方にお集まりいただきまして、長時間にわたりましてこの会にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

また、マシューズ先生、ハイム先生、マクダイアミド先生、スミス先生には、非常に貴重なご講演あるいはご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

また、コーディネーターをお務めいただきました中村先生、神田先生、金子先生にも、心からお礼を申し上げます。

これは機会あるごとにお話しさせていただいておりますけれども、食品安全委員会の役割は、科学的なリスク評価とリスクコミュニケーションというものがございまして、食品安全委員会に対しまして国民の皆様方からの信頼を得ることが非常に重要でございまして、そのために我々は努力しているわけでございます。この信頼をより確実にしていくためには、我々は何事も包み隠さず、オープンにできるところはすべてオープンにして、一方では、皆様方からもどしどしいろいろなご質問をいただきまして、ここが重要なんですけれども、お互いに冷静に理解し合うことが必要ではないかと思っております。

本日の会も、このような考えに従いまして開催させていただいたわけでございます。本日のご講演、あるいは意見交換も、BSE対策に関しましての今後の審議を深める上にも非常に有意義なものであったと思っております。

私どもは、今後も引き続きまして、このような会を開催いたしまして、皆様との意見の

交換などの機会を設けながら、さまざまな声を伺いまして、またさらに、私どもは「食の安全ダイヤル」というものを持っておりますので、こういうようなものを通じまして、いろいろ貴重なご意見をいただければと思っております。

そういうようなことを通じまして、これからも厚生労働省あるいは農林水産省と連携をしながら、食品安全行政を総合的に推進していく努力を続けていきたいと思っております。

先ほどから話が出ておりますけれども、食品安全委員会は、11月から日本におけるBSE対策に関しましての意見交換会を全国各地で開催いたします。ですから、また皆様方、お近くでそういう会が開催されるときにはぜひご参加いただきまして、いろいろなご意見をいただければと思います。

簡単ではございますけれども、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の意見交換会を終了させていただきます。

お使いになりました同時通訳レシーバーはお席に置いたままご退出をお願いいたします。また、入場の際にお渡しいたしましたアンケートへのご協力をお願いいたします。会場出口に回収箱がございますので、お帰りの際に回収箱にお入れくださいますようお願いいたします。

では、お忘れ物のないように、どうぞお気をつけて帰りください。

本日はまことにありがとうございました。

午後4時34分 閉会